

(仮称)第4次秋田市子ども・子育て 未来プラン

【案】

令和 年 月
秋 田 市

(裏面白紙)

目 次

第1部 総論編

第1章 計画の概要

ページ

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の目的	2
4	計画の期間	2
5	計画の対象	2
6	第3次秋田市子ども・子育て未来プランの評価	2

第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く状況

1	人口と世帯の状況	4
2	婚姻の状況	6
3	出生の状況	8
4	「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果から	9

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	13
2	基本目標と施策体系	14
3	進行管理と推進体制	20

第2部 各論編

第1章 質の高い幼児教育・保育の総合的な提供

1	幼児教育・保育環境の充実	23
2	幼児教育・保育の質の向上	27
3	多様な保育ニーズへの対応	29

第2章 地域におけるこども・子育て支援の充実

1	地域における子育て支援の充実	30
2	放課後児童対策の充実	34

第3章 妊娠期からの切れ目ない支援

1	妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健対策の充実	36
2	食育の推進	40
3	小児医療への支援	42

第4章 次代を担うこども・若者の育成支援の充実

1	こどもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備	4 4
2	家庭や地域の教育力の向上	4 8
3	青少年健全育成活動の推進	5 1
4	次代を担う若者の育成支援	5 3

第5章 ワーク・ライフ・バランスの推進

1	ワーク・ライフ・バランスの推進	5 5
---	-----------------	-----

第6章 安全・安心な生活環境の整備

1	こどもの安全確保	5 7
2	子育てを支援する生活環境の整備	5 9

第7章 こどもと家庭へのきめ細かな支援

1	児童虐待防止対策の充実	6 1
2	ひとり親家庭の自立支援の推進	6 3
3	障がい児等に対する支援の充実	6 5
4	子育てに係る経済的支援の充実	6 8

第3部 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業等の量の見込みと確保方策

1	教育・保育の量の見込みと確保方策	7 3
2	地域子ども・子育て支援事業等の量の見込みと確保方策	8 3

第4部 資 料 編（「省略」）

第 1 部 総 論 編

(裏面白紙)

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

我が国では、少子化の進行、人口減少が深刻さを増しており、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、こどもや子育て家庭を取り巻く環境が変化している中において、全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き自立した個人としてひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で健やかに成長できる社会の実現が求められています。

本市では、平成 22（2010）年 3 月に策定した「秋田市子ども・子育て未来プラン（秋田市次世代育成支援行動計画後期計画）」に基づき次世代育成支援対策に取り組み、平成 27（2015）年 3 月の「第 2 次秋田市子ども・子育て未来プラン（秋田市子ども・子育て支援事業計画）」、令和 2（2020）年 3 月の「第 3 次秋田市子ども・子育て未来プラン（第 2 期秋田市子ども・子育て支援事業計画）（以下「第 3 次プラン」という。）」のもと、平成 23（2011）年度から 14 年連続となる年度当初の待機児童ゼロを達成、こどもの医療費助成の対象を段階的に拡大するなど、こども・子育て支援に取り組んできました。

未来を担うすべてのこどもたちが健やかに成長できる社会の実現には、安心してこどもを生み育てやすい環境づくりに、引き続き取り組んでいく必要があります。こうしたことから、本市では、「第 4 次秋田市子ども・子育て未来プラン（第 3 期秋田市子ども・子育て支援事業計画）」（以下「第 4 次プラン」という。）を策定し、こども・子育て支援策のさらなる充実に向けた取組を推進していきます。

2 計画の位置づけ

(1) 「子ども・子育て支援法」および「次世代育成支援対策推進法」との関係

第 4 次プランは、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として策定するものであります。また、第 3 次プランに引き続き、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく市町村行動計画としても位置付け、一体的に策定するものとします。

(2) 「秋田市子ども条例」との関係

第 4 次プランは、「秋田市未来を築く子どもを育むための市民や社会の役割に関する条例（以下、「秋田市子ども条例」という。）」第 15 条に規定する推進計画としても位置付けます。

(3) 「こども計画」との関係

本市では、こども基本法第 10 条第 2 項に基づく市町村こども計画の策定を予定しており、第 4 次プランはその一部としても位置付けます。

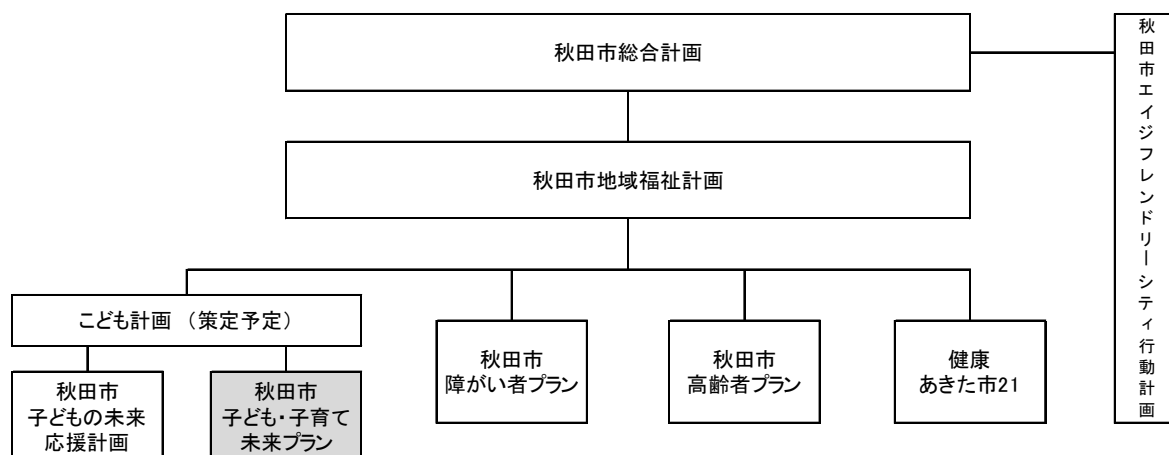
(4) 市の関連計画との関係

第 4 次プランは、「秋田市総合計画」のもと、「秋田市地域福祉計画」と共通する理念を示しながら、関連諸計画とも整合性を図っていきます。

(5) 「秋田市子どもの未来応援計画」との関係

本市では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」および「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、令和4（2022）年3月に「第2期秋田市子どもの未来応援計画～子どもの貧困対策～」を策定し、こどもの貧困対策への取組を推進しており、第4次プランは、同計画との整合性を図るものとします。

秋田市子ども・子育て未来プランの位置づけのイメージ



3 計画の目的

こどもの健やかな成長とこどもを生み育てやすい環境づくりに一層取り組むことを目的とします。

4 計画の期間

令和7（2025）年4月1日から令和12（2030）年3月31日までの5年間とします。

5 計画の対象

「こども」「子育て家庭」「結婚や子育てを希望する若い世代」を主な対象とします。

6 第3次秋田市子ども・子育て未来プランの評価

第3次プランでは、「支え合う すこやか子育て 夢ある秋田 ～みんなで育むかがやく笑顔～」を基本理念とし、施策分野ごとに掲げた7つの基本目標に沿って、19の基本施策、155の取組・事業を展開してきました。

「秋田市社会福祉審議会児童専門分科会（秋田市子ども・子育て会議）」で行った基本施策の評価では、19施策中、4施策がA評価、残りの15施策がB評価となり、おおむね良好な成果を上げているものとされています。

各基本施策の評価結果は、次のとおりです。

(1) 評価基準

A	目標達成
B	目標達成には至らないがほぼ同等の成果を上げたもの
C	目標達成には至らないが一定の成果を上げたもの
D	目標達成できず、改善が必要なもの

(2) 基本施策の評価

基本目標 1 質の高い幼児教育・保育の総合的な提供		評価
施策 1－1	幼児教育・保育環境の充実	A
施策 1－2	幼児教育・保育の質の向上	B
施策 1－3	多様な保育ニーズへの対応	B
基本目標 2 地域における子ども・子育て支援の充実		評価
施策 2－1	地域における子育て支援の充実	B
施策 2－2	放課後児童対策の充実	B
基本目標 3 妊娠・出産期からの切れ目のない支援		評価
施策 3－1	妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実	B
施策 3－2	食育の推進	B
施策 3－3	小児医療への支援	B
基本目標 4 次代を担う子ども・若者の育成支援の充実		評価
施策 4－1	子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備	B
施策 4－2	家庭や地域の教育力の向上	B
施策 4－3	青少年健全育成活動の推進	A
施策 4－4	次代を担う若者の育成支援	B
基本目標 5 ワーク・ライフ・バランスの推進		評価
施策 5－1	ワーク・ライフ・バランスの推進	B
基本目標 6 安全・安心な生活環境の整備		評価
施策 6－1	子どもの安全確保	B
施策 6－2	子育てを支援する生活環境の整備	B
基本目標 7 子どもと家庭へのきめ細かな支援		評価
施策 7－1	児童虐待防止対策の充実	A
施策 7－2	ひとり親家庭の自立支援の推進	A
施策 7－3	障がい児等に対する支援の充実	B
施策 7－4	子育てに係る経済的支援の充実	B

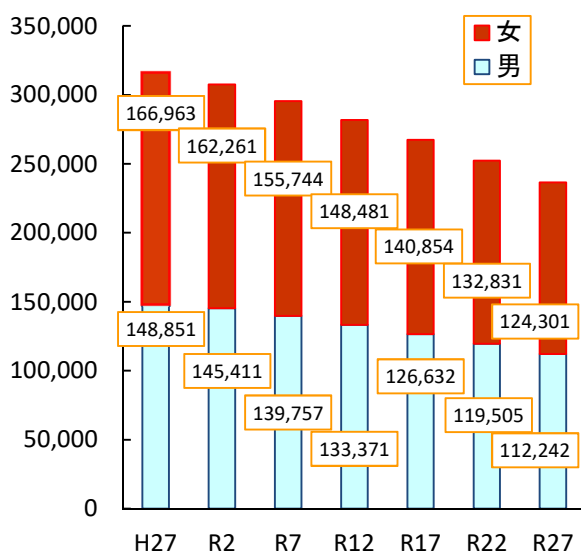
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

1 人口と世帯の状況

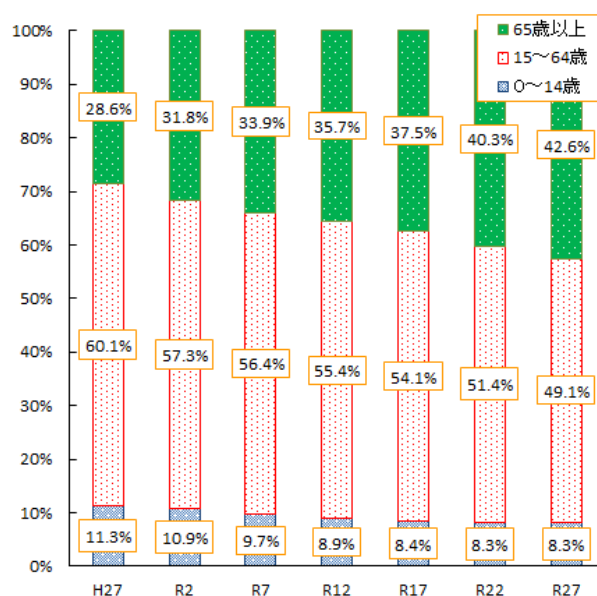
(1) 総人口と将来推計人口

国勢調査の結果によると、本市の令和2（2020）年の総人口は、307,672人であり、平成27（2015）年の315,814人から8,142人減少しています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和12（2030）年の総人口は281,852人と減少し、年少人口（0～14歳）の比率は、令和2（2020）年の10.9%から8.9%に低下することが見込まれており、人口減少および少子化が一層進む見込みとなっています。

◆総人口の推移



◆年齢3区分別割合の推移

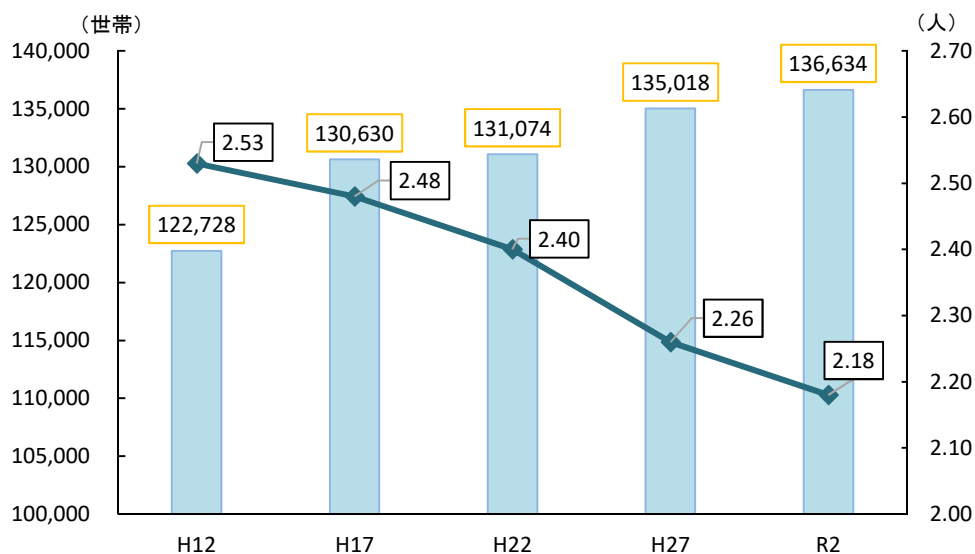


(2) 世帯数の推移

国勢調査の結果によると、長期入院患者や社会施設の入居者などの施設等の世帯を除いた本市の一般世帯は、令和2（2020）年で136,634世帯であり、平成27（2015）年の135,018世帯から1,616世帯の増加となっています。一方で、一般世帯の1世帯当たり人員については、2.18人と減少しており、全国的な傾向と同様に世帯規模が縮小しています。また、一般世帯を家族類型別にみると、単独世帯の増加傾向が続き、親族世帯は市町合併のあった平成17（2005）年以降、減少傾向となっています。さらに親族世帯に占める核家族世帯の比率は増加傾向となっています。

<「秋田市「国勢調査」より作成>

◆世帯数と1世帯当たり人員の推移

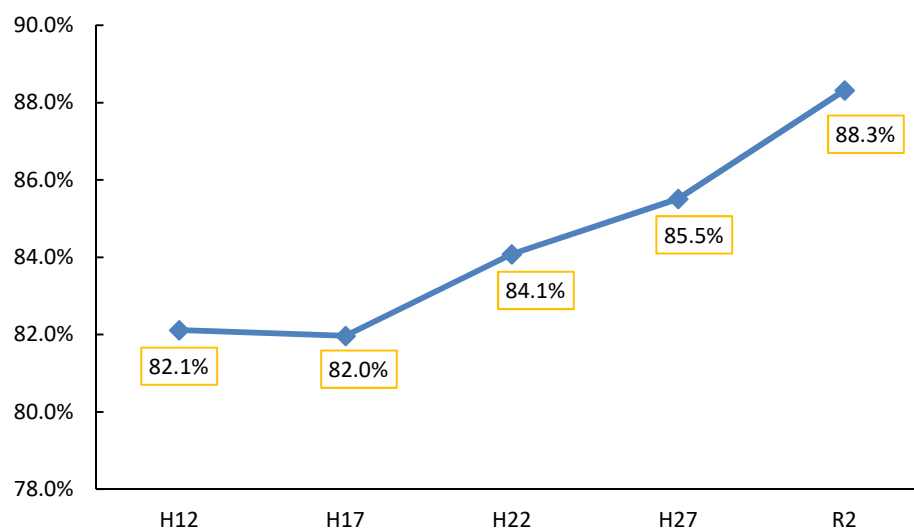


◆世帯の家族類型別一般世帯数の推移

世帯の家族類型 (7区分)	平成12年 (2000)年	平成17年 (2005)年	平成22年 (2010)年	平成27年 (2015)年	令和2年 (2020)年
一般世帯数 総数※	122,728	130,630	131,074	135,018	136,634
親族のみ世帯	85,719	91,159	90,325	86,650	85,698
核家族世帯	70,389	74,724	75,942	74,097	75,691
夫婦のみ	24,327	26,870	28,204	28,726	30,381
夫婦と子ども	36,668	36,460	35,255	33,173	32,259
男親と子ども	1,071	1,290	1,453	1,529	1,672
女親と子ども	8,323	10,104	11,030	10,669	11,379
その他の親族世帯	15,330	16,435	14,383	12,553	10,007
非親族世帯	363	510	980	819	1,020
単独世帯	36,646	38,961	39,727	47,053	49,576

※家族の類型「不詳」を含む

◆親族世帯数に占める核家族世帯数の比率の推移

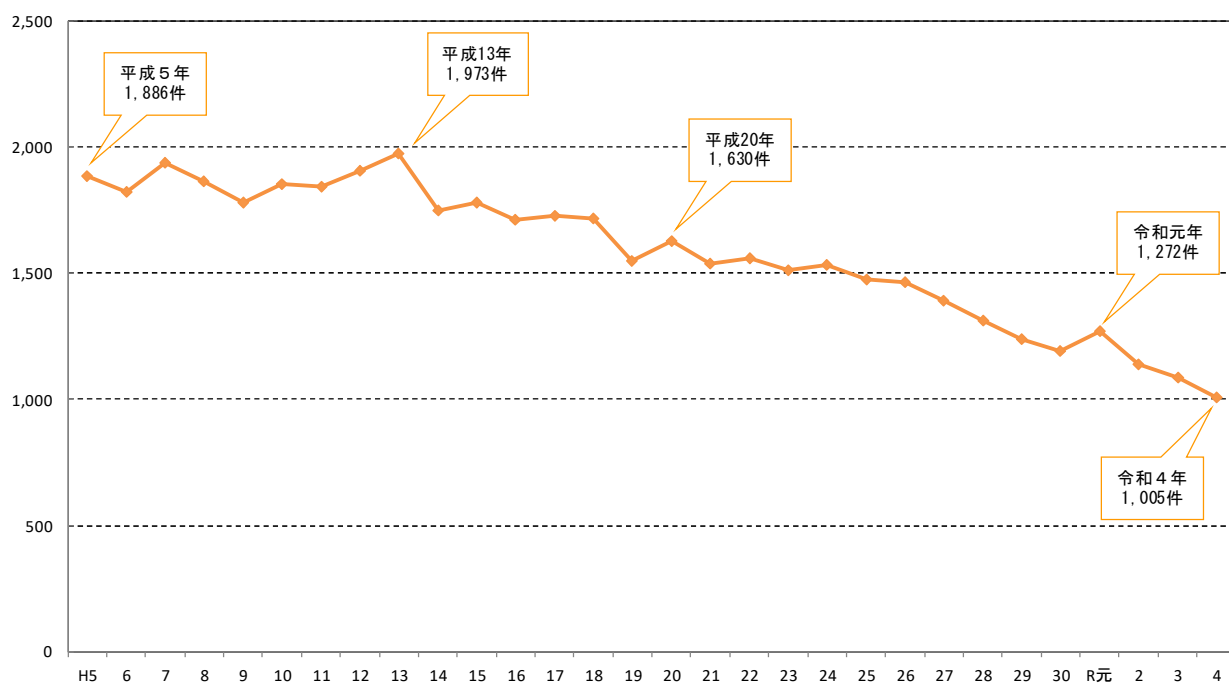


2 婚姻の状況

(1) 未婚化の進行

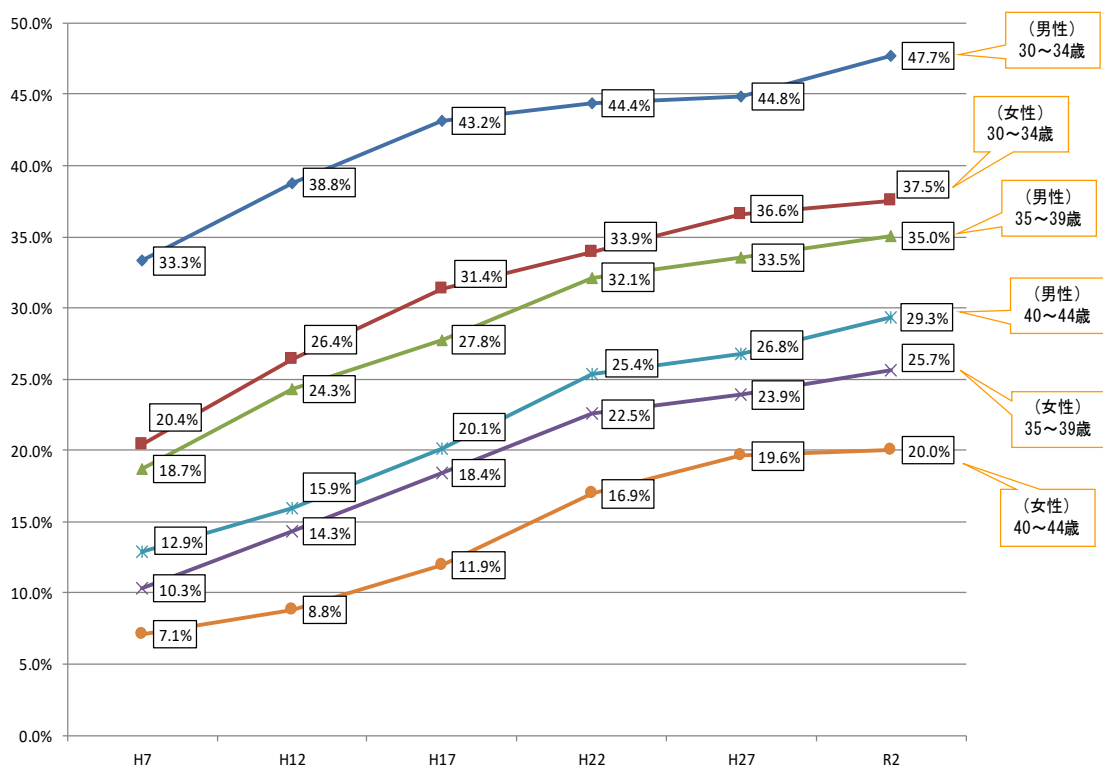
本市の婚姻件数は、減少傾向が続いており、令和4（2022）年は1,005件で、前年の1,086件から81件減少となっています。

◆婚姻件数の推移（秋田市「人口動態統計」より作成）



また、国勢調査によると、未婚率は男女ともに上昇傾向が続いており、令和2（2020）年は、30～34歳では、男性が47.7%、女性が37.5%、40～44歳では、男性が29.3%、女性が20.0%となっています。全国的な傾向と同様、本市においても未婚化が進行しています。

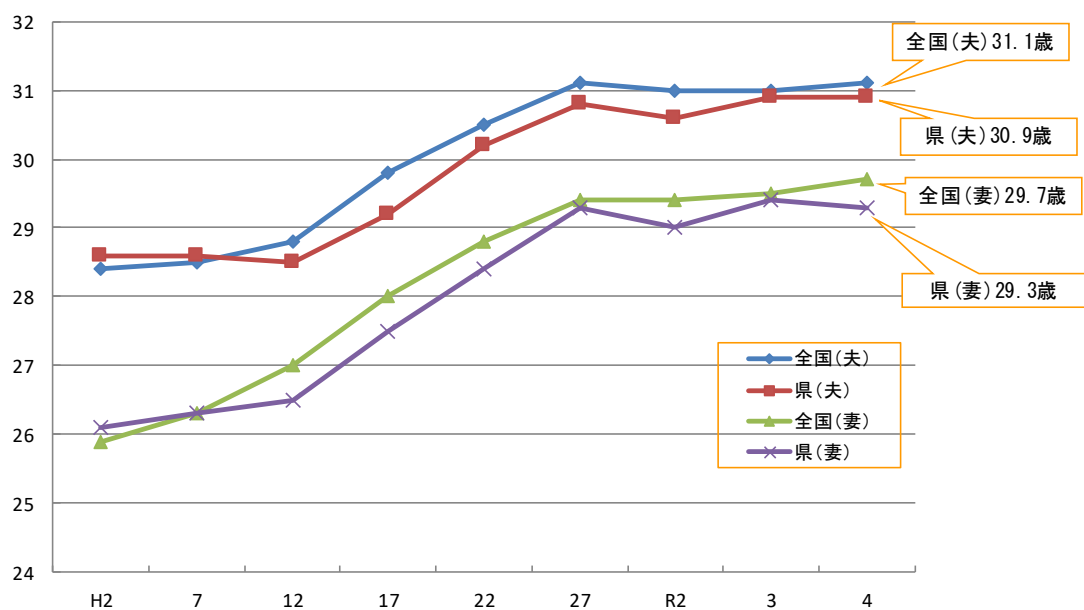
◆年齢階級別の未婚率の推移(秋田市「国勢調査」より作成)



(2) 晩婚化の進行

秋田県内における平均初婚年齢は、全国的な傾向と同様に推移しており、令和4(2022)年では、夫が30.9歳、妻が29.3歳となっており、本市も同様の状況にあるものと考えられます。

◆平均初婚年齢(全国・秋田県「人口動態統計」より作成)

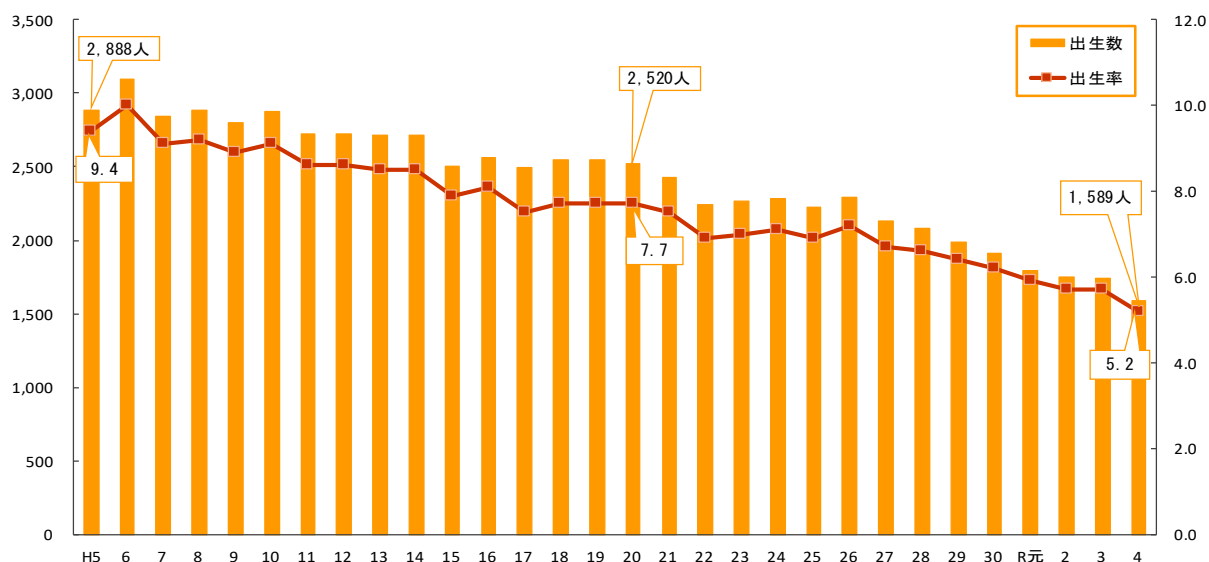


3 出生の状況

(1) 出生数と出生率の推移

令和4（2022）年の本市の出生数は1,589人で、前年の1,738人から149減少し、出生率（人口千対）は5.2で、前年の5.7を0.5ポイント下回っています。近年は、出生数・出生率ともに低下傾向が続いています。

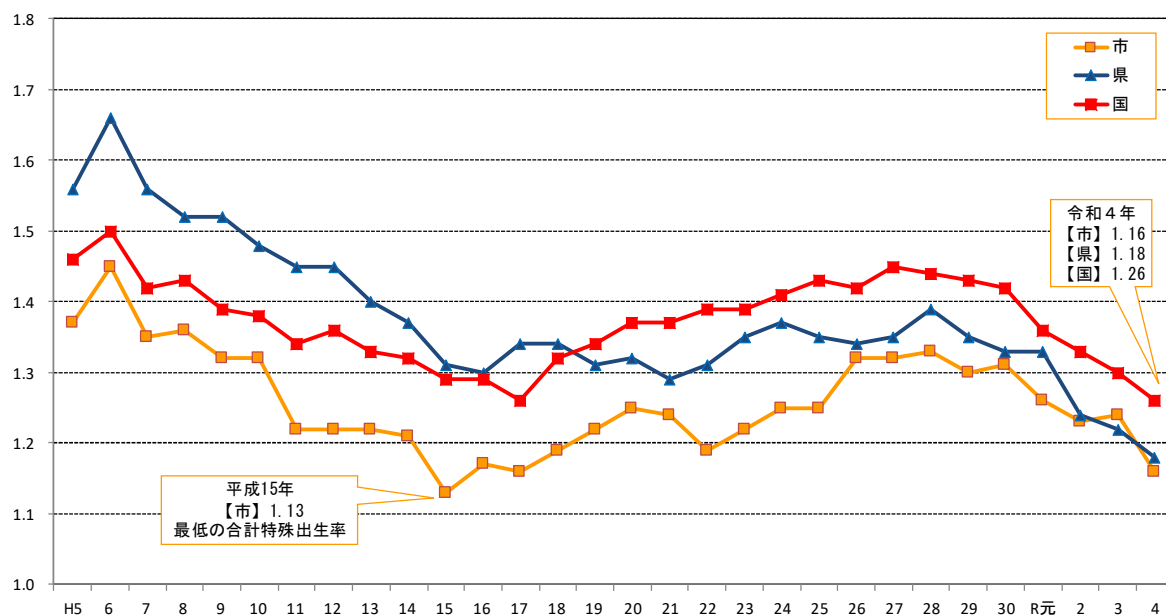
◆出生数と出生率の推移（秋田市「人口動態統計」より作成）



(2) 合計特殊出生率の推移

1人の女性が一生に産むこどもの人数とされる「合計特殊出生率」の推移を見ると、本市は平成15（2003）年の1.13以降、上昇傾向となったものの、近年は低下が続き、令和4（2022）年は1.16で、平成15（2003）年に次ぐ低い数値となっています。

◆合計特殊出生率の推移（秋田市「人口動態統計」より作成）



4 「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果から

第4次プランの策定にあたって、基礎的なデータを収集することを目的として、令和6（2024）年2月に「秋田市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）を実施しました。本ニーズ調査では、教育・保育、地域の子育て支援についての利用状況や利用希望に関する設問のほか、子育てに関する不安感や負担感などについても調査しました。

(1) 調査の概要

	就学前児童の保護者	小学校児童の保護者
対象者数	2,220 件	1,780 件
回収数	817 件	738 件
回収率	36.8%	41.5%
調査方法	郵送およびインターネットによる無記名式アンケート	

(2) 子育てに関する意識

「子育てに関しての不安感や負担感」については、「非常に感じる」と答えた割合は、前回の平成31（2019）年2月調査（以下「平成31年調査」という。）時と比較して、就学前児童の保護者、小学校児童の保護者ともに増加しています。

「子育てに関して日常悩んでいることや特に不安に思っていること」については、就学前児童の保護者では、「子育てで出費がかさむこと」「病気や発育・発達に関すること」「自分の自由な時間が持てないこと」「食事や栄養に関すること」が上位を占め、小学校児童の保護者では、「子育てで出費がかさむこと」「子どもの教育に関すること」「子どもの友達づきあいに関すること」などが多い状況です。

子育てに関する不安感や負担感を感じている割合は依然として高いことから、子育て家庭が過度な負担を抱くことがなく、ゆとりを持ってこどもと向き合うことができるよう、ニーズに合った相談支援や、子育てを地域社会全体で支援していく取組を推進することが必要です。

◆子育てに関しての不安感や負担感などについてどのように感じていますか（無回答除く）

選択肢	就学前児童		小学校児童	
	H31	R6	H31	R6
非常に感じる	14.1%	16.0%	17.3%	21.9%
ときどき感じる	67.9%	62.7%	58.0%	56.0%
あまり感じない	15.4%	17.5%	21.5%	18.4%
全く感じない	2.4%	3.5%	2.7%	3.7%
その他	0.2%	0.2%	0.5%	0.0%

◆子育てに関して悩んでいること、特に不安に思っていることはどのようなことですか（複数回答）

選択肢	就学前児童		小学校児童	
	H31	R6	H31	R6
病気や発育・発達に関すること	38.2%	44.0%	24.9%	31.7%
食事や栄養に関すること	40.1%	42.0%	21.8%	29.7%
育児の方法がよくわからないこと	10.5%	10.8%		
子どもとの接し方に自信が持てないこと	24.7%	23.9%	16.4%	22.5%
子どもと接する時間を十分にとれないこと	32.7%	37.9%	28.1%	32.5%
子どもが言うことをきかないこと	26.5%	26.5%		
話し相手や相談相手がいないこと	5.6%	6.1%	6.9%	7.0%
自分の自由な時間が持てないこと	38.4%	43.0%	24.5%	31.5%
子どもの教育に関すること	36.3%	33.8%	49.9%	50.5%
子どもの友達づきあいに関すること	15.5%	17.1%	31.6%	36.5%
子どもが幼稚園や保育所等に行きたがらないこと	2.8%	5.3%		
不登校等に関すること			4.5%	8.5%
家族の協力が少ないこと	8.9%	7.8%	8.2%	10.6%
幼稚園や保育所等に、希望した時期に入れないこと	5.0%	3.2%		
子どもを叱りすぎている気がする	38.4%	36.9%	36.4%	35.4%
子育てに関して家族と意見が合わないこと	8.8%	7.6%	9.3%	8.5%
自分が子どもを虐待しているのではないかとということ	2.8%	4.7%	2.9%	3.5%
家族が子どもを虐待しているのではないかとということ	0.7%	0.6%	0.6%	1.1%
住居が狭いこと	14.3%	13.0%	10.4%	8.2%
子育てで出費がかさむこと	42.4%	49.2%	55.6%	60.7%
子育てにかかりきりになり、家事が滞ること		21.5%		7.1%
その他	6.4%	4.2%	5.0%	5.7%

※表中の「就学前児童」は就学前児童の保護者、「小学校児童」は小学校児童の保護者

※表中の「 / 」は、設問のない項目

(3) 子育て家庭の就労状況

ア 現在の就労状況

父親は、平成 31 年調査時と同様、「フルタイム就労中」が最も多くなっています。また、母親の育児等による休業中を含めた就業者の割合は、就学前児童の母親では 83.6%と平成 31 年調査時の 74.6%から 9.0 ポイント増加し、小学校児童の母親では 86.8%と平成 31 年調査時の 80.7%から 6.1 ポイント増加していることから、共働き家庭の増加が伺えます。

◆現在の就労状況（無回答除く）

選択肢	父親				母親			
	就学前児童		小学校児童		就学前児童		小学校児童	
	H31	R6	H31	R6	H31	R6	H31	R6
フルタイム就労中	98.2%	96.8%	98.1%	96.4%	40.3%	47.9%	42.1%	52.1%
フルタイム就労中 （産休・育休・介護休業中）	0.0%	0.8%	0.3%	0.5%	11.2%	14.2%	1.4%	0.6%
パート・アルバイト就労中	0.8%	1.6%	0.7%	1.9%	21.0%	20.4%	36.9%	33.1%
パート・アルバイト就労中 （産休・育休・介護休業中）	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	2.1%	1.1%	0.3%	1.0%
以前就労していたが、現在就労していない	0.9%	0.8%	0.8%	1.1%	23.9%	16.0%	17.3%	12.6%
就労したことがない	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	1.5%	0.4%	2.0%	0.7%

イ 母親の今後の就労希望（現在就労していない場合）

就学前児童の母親では、「子どもが〇歳になったころに就労したい」という将来的な希望が多く、小学校児童の母親では、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」という希望が多くなっております。

また、就労を希望する時期として、就学前児童の母親では、一番下の子どもが「3～5歳」と回答する割合が最も多く、次いで「6～8歳」となっています。幼稚園等への入所や、小学校への入学のタイミングでの就労希望が強いと考えられます。

◆現在就労していない母親の今後の就労希望（無回答除く）

選択肢	就学前児童の母親		小学校児童の母親	
	H31	R6	H31	R6
子育てや家事に専念したい（就労の予定はない）	20.4%	22.7%	36.8%	37.0%
1年より先、一番下の子どもが〇歳になったころに就労したい	44.2%	48.5%	22.4%	23.9%
すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい	35.4%	28.8%	40.8%	39.1%

◆就労する場合、一番下の子どもの年齢（希望する時期）（無回答除く）

選択肢	就学前児童の母親		小学校児童の母親		選択肢	就学前児童の母親		小学校児童の母親	
	H31	R6	H31	R6		H31	R6	H31	R6
1～2歳	15.0%	3.2%	0%	4.5%	9～11歳	7.1%	6.3%	6.0%	22.7%
3～5歳	48.7%	46.9%	24.3%	13.6%	12～14歳	0%	1.6%	18.2%	18.1%
6～8歳	29.2%	42.2%	39.4%	36.3%	15歳以上	0%	0.0%	12.1%	4.5%

(4) 仕事と子育ての両立支援について

育児休業の取得状況は、就学前児童の母親では、「取得した（取得中）」が65.5%となっており、平成31年調査時の49.0%より取得率が上昇しているほか、就学前児童の父親においても、「取得した（取得中）」が19.8%と、平成31年調査時の4.1%より取得率が上昇しています。

また、「取得していない」理由として、就学前児童の母親では、「職場に育児休業の制度がなかった」が最も多く、就学前児童の父親では、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」という回答が最も多くなっており、それぞれ平成31年調査時から選択率が上昇しています。

育児休業の取得率に関しては、父親・母親ともに上昇していますが、男性の取得率は低い状況にあることから、企業等のワーク・ライフ・バランス意識のさらなる醸成を進め、夫婦ともに仕事と家事、子育てを両立しやすい職場環境づくりに一層取り組んでいく必要があります。

◆育児休業の取得状況(就学前児童の母親および父親)（無回答除く）

選択肢	父親		母親	
	H31	R6	H31	R6
取得した（取得中である）	4.1%	19.8%	49.0%	65.5%
取得していない	94.8%	78.2%	14.4%	8.5%
働いていなかった	1.1%	1.9%	36.6%	26.0%

◆「育児休業を取得していない」理由（複数回答）

選択肢	父親		母親	
	H31	R6	H31	R6
職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	34.7%	49.0%	22.7%	23.5%
仕事が忙しかった	37.1%	48.6%	16.6%	15.7%
（産休後に）仕事に早く復帰したかった	0.6%	0.9%	12.3%	5.9%
仕事に戻るのが難しそうだった	3.2%	4.9%	12.9%	13.7%
昇給・昇格などが遅れそうだった	5.7%	6.2%	0.6%	0.0%
収入減となり、経済的に苦しくなる	31.5%	36.0%	23.9%	11.8%
保育所（園）などに預けることができた	4.0%	1.7%	14.7%	5.9%
配偶者が育児休業制度を利用した	37.2%	41.6%	0.0%	2.0%
配偶者が無職など、制度を利用する必要がなかった	26.9%	15.1%	4.9%	2.0%
子育てや家事に専念するために退職した	0.7%	0.2%	25.8%	23.5%
職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）	9.3%	9.6%	20.9%	29.4%
有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった	0.8%	0.6%	8.6%	9.8%
育児休業を取得できることを知らなかった	1.9%	4.1%	0.6%	0.0%
産前産後の休暇を取得できることを知らず退職した	0.0%	0.0%	0.6%	3.9%
その他	4.4%	6.6%	15.9%	13.7%

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、これまで、こどもの健やかな成長とこどもを生み育てやすい環境づくりを社会全体で推進していくことを目的とした第3次プランに基づき、こども・子育て支援を総合的に推進してきており、令和6年2月14日には、市民の笑顔があふれるまちづくりに取り組んでいくことを目指す「笑顔あふれるこどものまち宣言」を行いました。

第4次プランにおいては、第3次プランの基本理念を継承しながら、次代を担うこどもたちが健やかに育ち、若い世代が将来に展望を描き、希望を抱くことができる社会をつくるために、本市のこども・子育て支援を推進することとします。

支え合う すこやか子育て 夢ある秋田 ～ 笑顔あふれるこどものまち ～

わたしたちは、未来を担うこどもやこどもを生み育てたいと願う若い世代に、将来への希望を抱くことができる秋田市の姿を示していかなくてはなりません。

誰もが、仕事や家庭、地域など各場面において、充実した生活を送ることができる社会の実現が望めます。

そのためには、青年期や子育て期、中高年期といったライフステージごとの様々な状況にある方々に寄り添い、様々な生き方が選択・実現できるように、こどもを安心して生み育てられる環境を整えていきながら、わたしたちみんなでワーク・ライフ・バランスを推進していくことが必要です。

また、明日を担い、未来を築くこども一人ひとりが権利の主体であり、個人として尊重され、基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることなく、こどもたちが健やかで幸せに成長することは、これからの秋田の発展には欠かせないことです。

こどもや子育て当事者の意見を尊重し、こどもにとっての最善の利益を優先し、こどもの育ちを見守るとともに、こどもを、生み、育む家庭とその一人ひとりを地域や社会で支えあう環境を整えることが、少子化に臨む、わたしたちみんなの課題となっています。

地域社会における企業、学校、関係機関等の連携を強化し、こどもが、笑顔で、安全に、安心して、健やかに育ち、こどもを、生み、育てることに夢や誇りを持つことができる「笑顔あふれるこどものまち」をみんなで育むことが、次代に対してわたしたちが果たさなければならない責任なのです。

(1) 基本目標

第4次プランでは、基本理念の実現に向け、施策分野ごとに次の7項目を基本目標として定め、各般の施策を推進します。

◆ 基本目標1 質の高い幼児教育・保育の総合的な提供

保育需要に対応する「量の確保」を行うとともに、幼児教育・保育の「質の向上」を促進し、また多様な保育ニーズに対応する保育サービスの充実を図るなど、すべてのこどもに対して良質な成育環境を保障します。

◆ 基本目標2 地域におけるこども・子育て支援の充実

こどもや子育て当事者の目線に立ち、地域における子育て支援の充実を図るとともに、こどもたちが放課後を安全に・安心に過ごすことができる場の確保に取り組めます。

◆ 基本目標3 妊娠期からの切れ目ない支援

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、母子保健対策の充実、食育の推進、小児医療への支援に努め、妊娠期からの継続した支援体制の強化を図ります。

◆ 基本目標4 次代を担うこども・若者の育成支援の充実

こどもの心身の健やかな成長に向けた環境の整備を図るとともに、若者の就職や自立、結婚等を支援し、次代を担うこども・若者の育成支援に取り組めます。

◆ 基本目標5 ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、企業や地域の理解等を促進するための広報・啓発や、社会全体で子育て家庭を応援するしくみづくりに取り組めます。

◆ 基本目標6 安全・安心な生活環境の整備

こどもを犯罪や事故から守るとともに、子育て家庭を支援する生活環境の整備に努めます。

◆ 基本目標7 こどもと家庭へのきめ細かな支援

児童虐待防止対策や障がいのあるこどもやひとり親家庭等に対するきめ細かな支援に取り組むとともに、こどもと子育て家庭に対する経済的支援の充実に努めます。

(2) 施策体系

基本理念と7つの基本目標を達成するため、19の基本施策を定め、施策別に具体的な取組・事業を推進します。

【第4次秋田市子ども・子育て未来プラン体系表】

1 質の高い幼児教育・保育の総合的な提供	1-1 幼児教育・保育環境の充実	1 教育・保育の提供体制の確保	子ども総務課 子ども育成課
	1-2 幼児教育・保育の質の向上	1 保育士人材確保推進事業	子ども育成課
		2 奨学金返還助成事業（保育士・保育教諭）	子ども育成課
		3 幼保小研修会の充実および幼児と児童の交流活動の推進	学校教育課 子ども育成課
		4 保育士資格・幼稚園教諭免許状取得支援事業	子ども育成課
	1-3 多様な保育ニーズへの対応	1 休日保育事業	子ども育成課
		2 延長保育事業	子ども育成課
		3 一時預かり事業	子ども育成課
		4 病児保育事業	子ども育成課
2 地域における子ども・子育て支援の充実	2-1 地域における子育て支援の充実	1 利用者支援事業（基本型）	子育て相談支援課
		2 利用者支援事業（こども家庭センター型） 妊娠期からの相談支援事業（秋田市版ネウボラ）	子ども健康課
		3 地域子育て支援拠点事業	子育て相談支援課ほか
		4 ファミリー・サポート・センター事業	子育て相談支援課
		5 在宅子育てサポート事業	子育て相談支援課
		6 地域の子育て支援活動の支援	子育て相談支援課
		7 子育て支援ネットワーク事業	子育て相談支援課
		8 父親の育児参加の啓発	子育て相談支援課
		9 子育てボランティアの活動促進	子育て相談支援課
		10 地域保健・福祉活動推進事業	福祉総務課 地域福祉推進室
		11 子育て短期支援事業	子ども福祉課 子育て相談支援課
		12 保育所在宅子育て支援事業	子ども育成課
		13 子育て支援情報の提供	子ども総務課
	2-2 放課後児童対策の充実	1 放課後児童健全育成事業	子ども福祉課
		2 放課後子ども教室推進事業	子ども福祉課
		3 児童館等整備事業	子ども福祉課
		4 放課後児童クラブ施設整備費補助事業	子ども福祉課

◆第4次秋田市子ども・子育て未来プラン体系表

基本目標	基本施策	取組・事業	担当課
3 妊娠期からの切れ目ない支援	3-1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健対策の充実	利用者支援事業（こども家庭センター型） 1 妊娠期からの相談支援事業（秋田市版ネウボラ） 【再掲】	子ども健康課
		2 妊産婦交流（産前・産後サポート事業）	子ども健康課
		3 妊産婦健康診査	子ども健康課
		4 両親学級（産前・産後サポート事業）	子ども健康課
		5 妊産婦相談（産前・産後サポート事業）	子ども健康課
		6 乳幼児健康診査	子ども健康課
		7 経過観察クリニック	子ども健康課
		8 健康教育・健康相談	子ども健康課
		9 母子の訪問指導	子ども健康課
		10 むし歯予防教室	子ども健康課
		11 育児相談	子ども健康課
		12 乳児家庭全戸訪問事業	子ども健康課
		13 幼児フック化物塗布事業	子ども健康課
		14 幼児発達支援事業	子ども健康課
		15 不妊治療費助成事業	子ども健康課
		16 予防接種事業	健康管理課
		17 産後ケア事業	子ども健康課
	3-2 食育の推進	1 離乳食教室	子ども健康課
		2 幼児食教室	子ども健康課
		3 食生活学級（産前・産後サポート事業）	子ども健康課
		4 保育所の給食を通じた食育支援	子ども育成課
		5 保育所調理師クッキング教室の実施	子ども育成課
		6 学校等における食育の推進	学校教育課
	3-3 小児医療への支援	1 市立秋田総合病院における小児科救急外来の周知	子ども総務課
		2 子ども福祉医療費の助成	子ども福祉課
		3 未熟児養育事業（医療の給付）	子ども健康課
		4 小児慢性特定疾病支援事業	子ども健康課

◆第4次秋田市子ども・子育て未来プラン体系表

4
次代を担う子ども・若者の育成支援の充実

4-1
こどもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

1	「はばたけ秋田っ子」教育推進事業	学校教育課
2	外国語指導助手（ALT）を活用した英語体験活動の提供	学校教育課
3	社会教育施設を活用した体験活動機会の提供	生涯学習室
4	動物とのふれあいや飼育体験等の機会の提供	大森山動物園
5	保育士体験事業の受入れ	子ども育成課
6	子どもの読書活動の推進	中央図書館明徳館
7	学校司書配置事業	学校教育課
8	スクールカウンセラー配置事業	学校教育課
9	教育支援センター「すくうる・みらい」運営事業	学校教育課
10	精神保健福祉相談・教育事業	健康管理課
11	小・中学校フッ化物洗口事業	学事課
12	学校訪問指導、教職員研修会の充実	学校教育課
13	コミュニティ・スクール推進事業	学校教育課
14	通学区域の弾力化	学事課

4-2
家庭や地域の教育力の向上

1	子ども家庭相談	子育て相談支援課
2	家庭教育相談事業	生涯学習室
3	乳幼児学級等	生涯学習室
4	家庭教育学級	生涯学習室
5	かぞくぶっくぱっく事業	中央図書館明徳館
6	放課後子ども教室推進事業【再掲】	子ども福祉課
7	子ども会活動の表彰	子ども福祉課
8	世代間交流事業	生涯学習室
9	老人保健福祉月間における小学生の取組	長寿福祉課
10	幼児スポーツ教室	スポーツ振興課
11	親子なかよし体操教室	スポーツ振興課
12	スポーツ少年団の育成・支援	スポーツ振興課
13	学校体育施設の開放事業	スポーツ振興課
14	民生委員・児童委員活動推進事業	福祉総務課 地域福祉推進室

4-3
青少年健全育成活動の推進

1	情報モラル教育の充実	学校教育課
2	若年者等に対する消費者教育の推進	市民相談センター
3	環境浄化活動	少年指導センター
4	街頭巡回指導	少年指導センター
5	少年相談活動	少年指導センター
6	青少年健全育成広報活動	少年指導センター
7	地区少年指導委員会活動	少年指導センター

4-4
次代を担う若者の育成支援

1	新卒者地元就職促進事業	企業立地雇用課
2	アンダー40正社員化促進事業	企業立地雇用課
3	中小企業採用・人材育成支援事業	企業立地雇用課
4	若者自立支援事業	子ども総務課
5	ふたりの出会い応援事業	子ども総務課
6	あきた結婚支援センターとの連携による結婚支援	子ども総務課
7	結婚新生活支援事業	子ども総務課

◆第4次秋田市子ども・子育て未来プラン体系表

基本目標	基本施策	取組・事業	担当課
5 ワーク・ライフ・ バランスの推進	5-1 ワーク・ライフ・ バランスの推進	1 ワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発	子ども総務課
		2 元気な子どものまちづくり企業認定・表彰制度	子ども総務課
		3 積極的に取り組む企業の社会的評価	契約課
		4 育児休業制度等の周知および啓発	企業立地雇用課
		5 なでしこ秋田・働く女性応援事業	企業立地雇用課
		6 男女共生意識の啓発	生活総務課
		7 父親の育児参加の啓発【再掲】	子育て相談支援課
6 安全・安心な生活環境の整備	6-1 こどもの安全確保	1 交通安全教育事業	交通政策課
		2 交通安全普及・啓発事業	交通政策課
		3 まちあかり・ふれあい推進事業	生活総務課
		4 防犯活動の推進	生活総務課
		5 秋田っ子まもるメールの配信	学事課
		6 スクールガード養成講習会の実施	学事課
		7 通学時における安全確保と適切な指導	学事課
		8 被害を受けた子どもへの対応	学校教育課
		9 各種防災訓練の推進	防災安全対策課
	6-2 子育てを支援する生活環境の整備	1 公園のバリアフリー化	公園課
		2 公園施設長寿命化整備事業	公園課
		3 バリアフリー化の促進	都市計画課
		4 多世帯同居推進事業	住宅政策課
		5 市営住宅優先入居制度	住宅政策課
		6 子育てにやさしい施設の認定	子ども総務課

◆第4次秋田市子ども・子育て未来プラン体系表

基本目標	基本施策	取組・事業	担当課
7 こどもと家庭へのきめ細かな支援	7-1 児童虐待防止対策の充実	1 児童虐待防止推進事業	子育て相談支援課
		2 子どもを守る地域ネットワーク強化事業 (要保護児童対策地域協議会)	子育て相談支援課
		3 児童虐待防止啓発活動	子育て相談支援課
		4 子育て世帯訪問支援事業	子育て相談支援課
		5 乳児家庭全戸訪問事業【再掲】	子ども健康課
	7-2 ひとり親家庭の自立支援の推進	1 ひとり親家庭自立支援事業	子ども福祉課
		2 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	子ども福祉課
		3 児童扶養手当支給事業	子ども福祉課
		4 母子生活支援施設への入所保護	子ども福祉課
		5 ひとり親施策の情報提供	子ども福祉課
		6 母子・父子自立支援員による相談の実施	子ども福祉課
	7-3 障がい児等に対する支援の充実	1 障がい児の通所支援	障がい福祉課
		2 障がい児の日中一時支援事業（短期入所型）	障がい福祉課
		3 障害者総合支援法における障害福祉サービスの提供	障がい福祉課
		4 障害児等療育支援事業	障がい福祉課
		5 障がい児すこやか療育支援事業	障がい福祉課
		6 障がい児通所施設利用料無償化事業	障がい福祉課
		7 障がい児保育事業	子ども育成課
		8 医療的ケア児保育支援事業	子ども育成課
		9 放課後児童健全育成事業【再掲】	子ども福祉課
		10 小・中学校就学奨励事業（特別支援教育就学奨励費）	学事課
		11 特別支援教育推進事業	学校教育課
		12 各種サービスの情報提供	障がい福祉課
	7-4 子育てに係る経済的支援の充実	1 第1子保育料無償化事業	子ども育成課
		2 すこやか子育て支援事業	子ども育成課
		3 幼稚園副食費補足給付事業 (実費徴収に係る補足給付を行う事業)	子ども育成課
		4 子ども福祉医療費の助成【再掲】	子ども福祉課
		5 児童手当支給事業	子ども福祉課
		6 小・中学校就学奨励事業（小・中学校就学援助費）	学事課
		7 ファミリー・サポート・センター事業【再掲】	子育て相談支援課
		8 在宅子育てサポート事業【再掲】	子育て相談支援課

(1) 計画の評価

ア 基本施策の評価

毎年度、基本施策ごとに目標指標や各取組・事業の進捗状況を踏まえ、評価します。

イ 計画全体の評価

計画期間の最終年度（令和 11（2029）年度）に、基本施策の進捗状況や意識調査等を踏まえ、評価します。

なお、利用者の視点から評価するため、最終年度の前年度（令和 10（2028）年度）に意識調査を実施します。

(2) 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の見直し

教育・保育および地域子ども・子育て支援事業について、利用状況や利用希望が本計画における「量の見込み」と大きく乖離する場合は、中間年度（令和 9（2027）年度）に見直しを検討します。

(3) 推進体制

計画の推進にあたっては、「秋田市社会福祉審議会児童専門分科会（秋田市子ども・子育て会議）」および「秋田市次世代育成支援行動計画推進庁内連絡会」において、毎年度、進捗状況や課題・改善点等を踏まえて評価を行い、その結果を公表します。

第 2 部 各 論 編

(裏面白紙)

第1章 質の高い幼児教育・保育の総合的な提供

基本目標1 質の高い幼児教育・保育の総合的な提供

保育需要に対応する「量の確保」を行うとともに、幼児教育・保育の「質の向上」を促進し、また多様な保育ニーズに対応する保育サービスの充実を図るなど、すべてのこどもに対して良質な成育環境を保障します。

1 幼児教育・保育環境の充実【施策1－1】

現状と課題

◆本市では、保護者の就業率の増加などにより、保育需要が上昇している中、計画的な施設整備等を行い、平成23（2011）年度から14年連続で年度当初における待機児童ゼロを達成しています。しかしながら、年度途中には0歳児を中心に待機児童が発生していることから、保育需要に対応する体制を整えるとともに、すべてのこどもの健やかな成長を目指し、良質な成育環境を整える必要があります。

施策の方向性

教育・保育施設等の計画的な整備などにより、年間を通じた保育需要に対応し、安定した幼児教育・保育環境の提供を図ります。

目標指標

指標		現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
1	保育所等の待機児童数 （①4月1日現在 ②3月1日現在）	①0人 ②6人	①0人 ②0人

取組・事業

(1) 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容および実施時期（施設型給付・地域型保育給付）【※73～82 ページに数値内容等を掲載】

第4次プランでは、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における教育・保育の量の見込み（必要利用定員数）とそれに対応する提供体制の確保内容・実施時期を定めます。

量の見込みは、令和6（2024）年2月に実施した「秋田市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」により把握した教育・保育施設の利用状況および利用希望や、計画期間における児童数の推計等を踏まえ、認定区分ごとに設定しています。

① 提供体制の確保内容について

量の見込みに対応する提供体制については、子ども・子育て支援新制度における「施設型給付」・「地域型保育給付」の対象として確認を受けた保育所・認定こども園・幼稚園（特定教育・保育施設）および小規模保育事業・事業所内保育事業（特定地域型保育事業）の区分で設定しています。

また、確認を受けない幼稚園や幼稚園における預かり保育、企業主導型保育施設の地域枠を確保内容に含めることが可能とされていることから、これらの施設についても、確保内容の一つとしています。

各地域における量の見込みに対する提供体制については、中央地域において、全認定区分で量の見込みを大きく上回る提供体制となっていることから、その余剰分を隣接地域の受け皿として活用することにより、本計画の最終年度である令和11（2029）年度まで確保が可能です。

② 既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合の需給調整について

既存の幼稚園・保育所から認定こども園への移行希望がある場合は教育・保育提供区域を問わず、原則として認可・認定を行うこととします。幼稚園から移行する場合の2号・3号定員、保育所から移行する場合の1号定員については、各教育・保育提供区域の状況や施設の利用実態を踏まえ、利用定員を設定していきます。

③ 教育・保育施設および地域型保育事業の整備について

一部の教育・保育提供区域を除き、「量の見込み」が「確保方策（利用定員）」を下回っていることから、新たな教育・保育施設および地域型保育事業の認可については、提供区域の状況や設置者の経営状況などを考慮した上で、慎重に判断します。また、特定地域型保育事業等から保育所などへ移行する際についても同様とします。

④ 保育利用率の設定について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、全国的に満3歳未満のこどもに待機児童が多いことに鑑み、満3歳未満のこどもの数全体に占める、3号認定子どもの利用定員数の割合である「保育利用率」の目標値を定めることとされています。

保育利用率の目標値は、以下の数値とします。

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
①満3歳未満のこどもの全体数(人)	5,968	5,863	5,864	5,734	5,616
②3号認定子どもの利用定員数(人)	3,895	3,895	3,895	3,895	3,895
保育利用率(②／①)	65.3%	66.4%	66.4%	67.9%	69.4%

(2) 教育・保育の一体的提供および当該教育・保育の推進に関する体制の確保内容

① 認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の良さを併せ持ち、保護者の就労状況に関わりなく柔軟にこどもを受け入れられる施設であり、地域の実情に応じた普及への取組が求められています。本市の認定こども園は、令和6（2024）年10月1日現在で35園と普及してきており、今後も認定こども園への移行を希望する幼稚園、保育所等が円滑に移行できるよう、情報提供など必要な支援を行いながら、その普及に努めます。

② 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援【関連施策1－2】

質の高い教育・保育および子育て支援を提供していくためには、こどもの育ちを支援する幼稚園教諭や保育士などの専門性や経験が極めて重要です。本市においても専門性を有する職員を各施設に派遣し、県の幼児教育センターと連携しながら、幼稚園教諭や保育士等が保育のニーズや課題等を共有し、教育・保育の質の向上が図られるよう、研修機会の確保、研修内容の情報提供などの支援に努めます。

③ 質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る考え方とその推進方策【関連施策1－2、1－3、2－1、2－2、3－1、7－1】

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、この時期の発達は連続性を有するものであることから、発達段階に応じた質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供を通して、すべてのこどもの健やかな育ちを保障することが必要です。本市においても、在宅を含むすべてのこどもと子育て家庭を対象として、地域のニーズに対応した多様かつ総合的な子育て支援を展開し、安心してこどもを生み育てられる環境づくりに取り組みます。

④ 教育・保育施設および地域型保育事業を行う者の相互の連携ならびに認定こども園、幼稚園および保育所と小学校等との連携についての考え方とその推進方策【関連施策1－2】

こども・子育て支援において、認定こども園、幼稚園および保育所は、地域の中核的な役割を担う教育・保育施設であり、地域型保育事業は、身近な地域で3歳未満児の保育を提供する役割を担います。この両者が密接に連携、協働することにより、教育・保育の質の向上が図られるものと考えます。加えて、地域型保育事業を利用したこどもが満3歳以降も切れ目なく適切に教育・保育を受けられよう配慮が必要です。このようなことから、教育・保育施設と地域型保育事業者がスムーズに連携できるよう支援に努めます。

また、乳幼児期のこどもの発達や学びは連続性を有するものであることから、教育・保育施設の職員と小学校職員を対象とする研修会を引き続き実施し、こどもの育ちや指導方法等についての相互理解を図ります。さらに、幼保小の教職員が交流する機会も充実するよう、担当部局間で連携し、幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続の支援に努めます。

(3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保内容【関連施策 1－3、2－1】

令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに創設された「子育てのための施設等利用給付」は、市が保育の必要性があると認定した「3 歳から 5 歳までの子ども」と「0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子ども」を対象に、「施設型給付」の対象外である幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等の利用について給付するしくみです。

給付にあたっては、保護者の利便性や施設の事務負担等を考慮し、「施設型給付」の対象外である幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業については、施設に対する代理受領により対応することとし、それ以外の事業等の利用にあたっては、利用状況を適切に把握する必要性から、保護者からの申請に基づく償還払いにより対応することとします。

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施のため、給付に関する案内や申請等の手続きについて、対象施設と連携し、公正かつ適正な給付に努めます。

2 幼児教育・保育の質の向上【施策1－2】

現状と課題

- ◆ 幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、こどもの育ちを支援する幼稚園教諭や保育士などの人材の確保と資質向上にさらに努め、質の高い教育・保育を提供していく必要があります。
- ◆ 発達段階に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供のため、3歳未満児の保育を提供する小規模保育事業など地域型保育事業と認定こども園、幼稚園および保育所などの教育・保育施設との切れ目のない連携・接続と、さらに教育・保育施設と小学校との円滑な接続について引き続き支援に努めていく必要があります。

施策の方向性

幼稚園教諭や保育士など人材の確保と専門性や経験の向上のため、研修機会等の確保や情報提供を行うとともに、幼保小等の連携・接続の支援に努め、教育・保育の質の向上を推進します。

目標指標

指標		現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
1	教育保育活動支援(要請訪問・園内研修)による訪問指導実施施設数	53施設	60施設

取組・事業

事業名		担当課	子ども条例	実施期間				
1 保育士人材確保推進事業	子ども育成課	7 条	R7	R8	R9	R10	R11	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 潜在保育士の就労支援を行い、保育士不足の解消を図る。		(事業概要) 保育士・保育所支援センターにおいて就職支援コーディネーターが保育士に求人情報の提供や相談会等の開催等により、潜在保育士の就労を支援する。						
2 奨学金返還助成事業 (保育士・保育教諭)	子ども育成課	7 条	R7	R8	R9	R10	R11	
			●	●				
(事業目標) 市内認可保育所等に就職することなどを要件とした奨学金返還助成を実施することで、保育施設における人材を確保する。		(事業概要) 新たに市内認可保育所等に就職するなどの要件を満たす申請者に対し、奨学金返還額の一部を補助する。						
3 幼保小研修会の充実および幼児と児童の交流活動の推進	学校教育課 子ども育成課	7 条	R7	R8	R9	R10	R11	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 小学校入学時にスムーズに学校生活に適應できるようにするため、幼児期の教育・保育と小学校教育の指導方法等について、相互理解を深め、円滑な接続を図る。		(事業概要) 幼稚園教諭、保育教諭、保育士、小学校教員を対象とした幼保小連携研修会を実施する。 また、幼児と小学生の交流機会の推進を図る。						

事業名		担当課	子ども条例	実施期間				
4 保育士資格・幼稚園教諭免許状取得 支援事業	子ども育成課	7, 11 条	R7	R8	R9	R10	R11	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 保育士資格や幼稚園免許状の取得を支援し、教育・保育の質の向上を図る。		(事業概要) 幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭は、保育士資格および幼稚園教諭免許状を取得する必要があることから、片方のみ取得している職員にもう片方を取得させた施設に対し、一部経費を補助する。						

3 多様な保育ニーズへの対応【施策1－3】

現状と課題

- ◆共働き家庭の増加や核家族化の進展などにより、保育ニーズが多様化していることから、延長保育や休日保育、一時預かり、病児・病後児保育などの多様な保育サービスの充実に引き続き努めていく必要があります。

施策の方向性

子育て家庭の多様な保育ニーズに対応するため、保育サービス等の充実に努め、柔軟に対応できる体制を整えます。

目標指標

指標		現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
1	延長保育実施施設の割合	93.1%	93.1%
2	休日保育実施施設数	14施設	15施設

取組・事業

事業名		担当課	子ども条例	実施期間				
1 休日保育事業	子ども育成課	7, 11 条	R7	R8	R9	R10	R11	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 日曜、祝日に勤務がある子育て家庭への支援・充実を図る。		(事業概要) 日曜、祝日に勤務がある保護者の保育需要に応えるため、保育所の休日保育の実施を促進する。						
2 延長保育事業	子ども育成課	7, 11 条	R7	R8	R9	R10	R11	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 保護者の就労形態の多様化に伴う保育需要に対応する。		(事業概要) 通常の利用日および利用時間以外利用日および利用時間において、認定こども園・保育所等で保育を実施する。						
3 一時預かり事業	子ども育成課	7, 11 条	R7	R8	R9	R10	R11	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 利用者の意向を尊重し、多くの保護者が利用できるよう受付調整等の機能強化を図り、子育て家庭への支援を充実させる。		(事業概要) 家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所等において、一時的に預かり、必要な保護を行う。						
4 病児保育事業	子ども育成課	7, 11 条	R7	R8	R9	R10	R11	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 仕事を持つ子育て家庭への支援充実を図る。		(事業概要) 病院や保育所等に付設された専用スペース等において、病児等を一時的に保育する。						

第2章 地域におけるこども・子育て支援の充実

基本目標2 地域におけるこども・子育て支援の充実

こどもや子育て当事者の目線に立ち、地域における子育て支援の充実を図るとともに、こどもたちが放課後を安全・安心に過ごすことができる場の確保に取り組みます。

1 地域における子育て支援の充実【施策2-1】

現状と課題

- ◆地域の子育て支援拠点として、子育て交流室（秋田拠点センターアルヴェ5階）、各市民サービスセンターの子育て交流ひろば、子ども広場（フォンテAKITA6階）を整備し、親子のふれあいや保護者同士の交流促進を行っているほか、育児サークル等の地域の子育て支援活動への支援や、住民相互の援助活動の促進などを行っています。地域子育て支援拠点など、地域の身近な場を通じた支援を進めていく必要があります。
- ◆子育てに対する不安感や孤立感を感じている子育て家庭は多く、家庭内における育児負担は女性に偏っているのが現状です。また、ライフスタイルの変化に伴い子育て家庭のニーズも多様化していることから、地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象として、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進する必要があります。

施策の方向性

子育て当事者が、孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、こどもに向き合えるように必要な支援につなげる相談体制の充実を図るほか、地域社会全体での支援を推進するため、各種交流イベントの充実や地域で子育て支援に取り組む活動主体との支援・協力体制を強化します。

目標指標

指標		現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
1	地域子育て支援拠点施設(9箇所)の延べ利用人数(子どもの年間利用者人数)	58,934人	60,000人
2	ファミリー・サポート・センター利用会員一人に対する協力会員数 (実働人数ベース:協力会員数/利用会員数)	0.35人	0.4人
3	子育てサポートクーポン券交付率	85.0%	90.0%
4	多子世帯サポートクーポン券交付率	71.0%	80.0%

取組・事業

事業名		担当課	子ども条例	実施期間				
1 利用者支援事業（基本型）	子育て相談支援課	7, 12 条	R7	R8	R9	R10	R11	
			●	●	●	●	●	
（事業目標） 子育て家庭が個々のニーズにあった最適な子育て支援サービスを利用できるよう支援する。		（事業概要） 子育て家庭が集まりやすい施設に専門職員を配置して、子育て支援サービス等に関する情報提供や相談対応等の支援を行う。						
2 利用者支援事業（こども家庭センター型） 妊娠期からの相談支援事業 （秋田市版ネウボラ）	子ども健康課	8, 12 条	R7	R8	R9	R10	R11	
			●	●	●	●	●	
（事業目標） 妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援を提供することにより、切れ目のない支援を実施する。		（事業概要） 妊娠届出時等に、母子保健コーディネーター（助産師）が妊婦と面談し、個々人の状況に応じた相談や情報の提供を行う。必要時関係機関と連携しながら継続的な支援を行う。						
3 地域子育て支援拠点事業	子育て相談支援課ほか	7, 12 条	R7	R8	R9	R10	R11	
			●	●	●	●	●	
（事業目標） 地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援する。		（事業概要） 子育て相談支援課や各市民サービスセンターの子育て交流ひろば等において、子育て親子の交流の場を提供し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の支援を行う。						
4 ファミリー・サポート・センター事業	子育て相談支援課	8, 12 条	R7	R8	R9	R10	R11	
			●	●	●	●	●	
（事業目標） 地域における住民相互の支え合いの仕組みを構築することにより、地域の子育ての充実・強化を図る。		（事業概要） こどもの預かり等の援助を受けることを希望する人（利用会員）と、当該援助を行うことを希望する人（協力会員）で組織するファミリー・サポート・センターを運営し、地域住民の相互援助活動を促進する。						
5 在宅子育てサポート事業	子育て相談支援課	12 条	R7	R8	R9	R10	R11	
			●	●	●	●	●	
（事業目標） 親子のふれあいや保護者のリフレッシュ、親子同士の交流等の機会を創出することにより、在宅子育て家庭が抱えている不安感、孤立感の解消を図る。		（事業概要） 就学前の児童を在宅で子育てしている保護者に「子育てサポートクーポン券」、第3子以降の児童（小学校就学前、在宅）および当該児童を含めた3人以上の子を養育している保護者に「多子世帯サポートクーポン券」を交付する。						
6 地域の子育て支援活動の支援	子育て相談支援課	12 条	R7	R8	R9	R10	R11	
			●	●	●	●	●	
（事業目標） 地域で自主的に子育て支援に取り組む団体等の活動を支援することにより、地域の子育て力の強化を図る。		（事業概要） 地区民生児童委員協議会等が主催する子育て支援イベントに参画し、協働開催する。						

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
7 子育て支援ネットワーク事業	子育て相談 支援課	12 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
（事業目標） 子育て家庭が孤立することなく心豊かに子育てができるよう地域全体で子育て支援に取り組む体制を強化し、地域主導による継続的な子育て支援活動の推進を図る。		（事業概要） 市内7地域の子育て支援団体や保育所、幼稚園等子育ての関係者を委員とする子育て支援ネットワーク連絡会の活動を支援するとともに、各連絡会を対象とする研修会および代表者会議を開催する。					
8 父親の育児参加の啓発	子育て相談 支援課	10 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
（事業目標） 家族が協力して子育てを行えるよう、父親の育児参加の促進を図る。		（事業概要） 父親の積極的な育児参加を促進するため、父親向けの参加型イベントの開催や情報発信を行う。					
9 子育てボランティアの活動促進	子育て相談 支援課	12 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
（事業目標） 自ら進んで地域の子育て支援に取り組む機運を醸成する。		（事業概要） 地域子育て支援拠点施設等で活動する子育てボランティアを育成し、その活動促進を図る。					
10 地域保健・福祉活動推進事業	福祉総務課地 域福祉推進室	12 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
（事業目標） 児童等に対する保健・福祉・医療活動を行う民間団体の活動の活発化を図る。		（事業概要） 民間団体が実施する在宅福祉の向上、健康づくり等の事業を支援するため、補助金（期間：最長3年間）を交付する。					
11 子育て短期支援事業	子ども福祉課 子育て相談 支援課	7, 11 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
（事業目標） 仕事と子育ての両立、子育てしやすい環境の整備を進める。		（事業概要） 保護者の疾病等の理由により家庭での養育が一時的に困難になった児童について、児童養護施設等において必要な保護を行う。					
12 保育所在宅子育て支援事業	子ども育成課	12 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
（事業目標） 地域における子育て支援の担い手の一つとして、保育所による積極的な支援サービスを実施する。		（事業概要） 地域の子育て力の向上に貢献するため、保育所から在宅子育て家庭へ育児に関する情報等を発信するとともに、子育て相談や話し相手に応じるなど、地域の子育て家庭に対する支援を行う。					

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
13 子育て支援情報の提供	子ども総務課	12 条	R7	R8	R9	R10	R11
			●	●	●	●	●
（事業目標） 子育て支援情報を適切に提供し、子育て家庭に活用してもらうことによって、こどもの健やかな育ちの促進を図る。		（事業概要） 子育て支援に関する情報発信として、子育て情報誌の発行や市ホームページ内サイト「子育て情報」の運用などにより、各種サービスや関連イベント情報を提供する。					

2 放課後児童対策の充実【施策2-2】

現状と課題

- ◆共働き家庭の増加や核家族化の進展などに伴い、就学児童の「遊びの場」「生活の場」として放課後児童クラブや放課後子ども教室の利用ニーズが年々高まっていることから、放課後等に就学児童が安全な場所で安心して過ごすことができるよう取組の充実が求められています。
- ◆平成31(2019)年3月に策定された「秋田市小・中学校適正配置基本方針」に基づき、協議を進めている学校適正配置の検討状況を勘案の上、放課後子ども教室を実施する施設の改修等を計画的に実施していく必要があります。また、放課後児童クラブでは、待機児童等が発生していることから、受け皿の拡大を図る必要があります。

施策の方向性

放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携などにより、健全な生活の場・遊びのほか、多様な体験・活動の機会を提供し、総合的な放課後児童対策の充実に努めるとともに、放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の施設整備の充実および受け皿の拡大を着実に進めるなど、放課後のこどもたちが安全・安心に過ごせる居場所づくりを推進します。

目標指標

指標		現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
1	放課後児童クラブ待機児童数(5月1日現在)	11人	0人
2	保護者アンケートによる満足度 (①放課後児童クラブ ②児童館等)	①94.3% ②94.0%	①100% ②100%
3	放課後児童クラブにおける定員数(5月1日現在)	2,526人	3,006人
4	障がい児等の特別な配慮を要する児童の受入れ クラブ数の割合	56.4%	76.4%

取組・事業

事業名		担当課	子ども条例	実施期間				
1 放課後児童健全育成事業	子ども福祉課	7, 11 条	R7	R8	R9	R10	R11	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を図る。		(事業概要) 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、専用の施設を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全育成を図る。						
2 放課後子ども教室推進事業	子ども福祉課	7, 11 条	R7	R8	R9	R10	R11	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 放課後のこどもたちの安全・安心な居場所を設け、地域の方々の参画を得て、こどもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。		(事業概要) 児童館等において、放課後のこどもたちに健全な遊びの場と、様々な体験・交流・学習の機会を提供する。						

事業名		担当課	子ども条例	実施期間				
3 児童館等整備事業	子ども福祉課	7, 11 条	R7	R8	R9	R10	R11	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 全小学校区に整備された児童館等の改修・修繕等を適宜行い、児童の健全育成を図る。		(事業概要) こどもを健やかに育成できる安全・安心な居場所づくりのため、児童館等の適切な維持管理を進める。						
4 放課後児童クラブ施設整備費補助事業	子ども福祉課	7, 11 条	R7	R8	R9	R10	R11	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 放課後児童クラブの新規開設等を促進する。		(事業概要) 放課後児童クラブの新規開設等に対する施設整備等に対して補助し、待機児童等の解消を目的とした受け皿の整備および拡大を図る。						

第3章 妊娠期からの切れ目ない支援

基本目標3 妊娠期からの切れ目ない支援

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、母子保健対策の充実、食育の推進、小児医療への支援に努め、妊娠期からの継続した支援体制の強化を図ります。

1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健対策の充実【施策3-1】

現状と課題

- ◆平成28(2016)年10月に秋田市版ネウボラを子ども健康課内に開設し、妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援体制の構築に努めてきました。引き続き、支援を必要とする妊産婦等の早期把握および支援につながるよう、秋田市版ネウボラの周知を図る必要があります。
- ◆妊産婦および乳幼児の健康の保持増進を図るため、健康診査や予防接種の必要性の周知や、健康診査後の支援の充実に努める必要があります。
- ◆ニーズ調査では、秋田市版ネウボラや各種教室の認知度が平成31年調査より高くなっています。引き続き、悩みを抱える妊産婦や保護者等を早期に把握し、支援につなげられるよう、各種教室、相談事業の充実および周知に努める必要があります。

施策の方向性

こどもの誕生前から幼児期までを通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における相談支援の充実や、各種事業の周知を図り、関係機関と連携しながら切れ目ない支援に努めます。

目標指標

指標		現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
1	ネウボラでの妊婦初回面接率	95.6%	100%
2	乳児家庭全戸訪問実施率	97.4%	100%
3	乳幼児健康診査受診率	95.8%	100%
4	予防接種接種率 麻しん風しん第2期	94.4%	100%

取組・事業

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
1 利用者支援事業(こども家庭センター型) 妊娠期からの相談支援事業 (秋田市版ネウボラ)(再掲)	子ども健康課	8, 12条	R7	R8	R9	R10	R11
(事業目標) 妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援を提供することにより、切れ目ない支援を実施する。	(事業概要) 妊娠届出時等に、母子保健コーディネーター(助産師)が妊婦と面談し、個々人の状況に応じた相談や情報の提供を行う。必要時関係機関と連携しながら継続的な支援を行う。						

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
2 妊産婦交流 (産前・産後サポート事業)	子ども健康課	8条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
(事業目標) 妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦の孤立感の解消を図る。		(事業概要) 妊娠・出産および産後に関する相談に対し、必要な指導や助言を行うとともに、参加者同士の交流を図ることにより、不安を持つ妊産婦を支援する。					
3 妊産婦健康診査	子ども健康課	8条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
(事業目標) 妊婦の健康の保持および増進を図る。		(事業概要) 妊婦を対象に妊婦一般健康診査および産婦を対象に産後1か月健康診査を行う。					
4 両親学級(産前・産後サポート事業)	子ども健康課	8条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
(事業目標) こどもを生み育てる心を育み、子育てを男女が共同して行うことができるよう妊娠・出産・育児に関する知識の普及を図る。		(事業概要) 妊婦およびその配偶者を対象に、赤ちゃんのお風呂の入れ方や抱き方の体験学習、助産師による講話等を行う。					
5 妊産婦相談 (産前・産後サポート事業)	子ども健康課	8条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
(事業目標) 妊産婦の育児不安の軽減を図る。		(事業概要) 妊産婦の体や心の変化に関する知識の提供、個別相談および参加者同士の交流を行う。					
6 乳幼児健康診査	子ども健康課	8条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
(事業目標) 心身ともに健全な発育を助長し、健康の増進を図る。		(事業概要) 乳児(4か月児、7か月児、10か月児)、幼児(1歳6か月児、2歳児〔歯科〕3歳児)を対象に健康診査(歯科健康診査)を行う。					
7 経過観察クリニック	子ども健康課	8条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
(事業目標) 精神行動発達で支援が必要な幼児に、適切な対応を行い、健やかな成長発達を促す。		(事業概要) 1歳6か月児健康診査等で精神行動発達での経過観察が必要になった幼児を対象に、専門職による観察や発達状況の評価および適切な養育支援を行う。					
8 健康教育・健康相談	子ども健康課	8条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
(事業目標) 乳幼児の健康に関する知識について、普及啓発するとともに、適切な指導や助言を行う。		(事業概要) 地域の要望に応じて健康教育・健康相談を行う。					

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
9 母子の訪問指導	子ども健康課	8 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
(事業目標) 母体の保護、乳幼児期の健全育成および養育家庭の支援に努める。		(事業概要) 支援が必要な妊産婦、新生児、未熟児および乳幼児等に対して、訪問指導を行う。					
10 むし歯予防教室	子ども健康課	8 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
(事業目標) 実技指導や講話を通し、保護者が適切なむし歯予防方法を習得し、実践できるよう支援する。		(事業概要) 幼児とその保護者を対象に歯磨きの実技指導、食生活についての講話、個別相談などを行う。					
11 育児相談	子ども健康課	8 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
(事業目標) 適切な指導や助言により、乳幼児の健全な発育・発達の促進および育児不安の軽減を図る。		(事業概要) 乳幼児およびその保護者を対象に、毎月 1 回の定期相談および随時対応により、保健師、栄養士、歯科衛生士が育児相談、食生活相談、歯科相談等を行う。					
12 乳児家庭全戸訪問事業	子ども健康課	8 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
(事業目標) 産後間もない時期に訪問し、育児不安の軽減と適切な支援を行う。		(事業概要) 生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、親子の心身の状況、養育環境等を把握し、子育て支援に関する情報提供や助言を行う。					
13 幼児フッ化物塗布事業	子ども健康課	8 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
(事業目標) 幼児のむし歯罹患率の減少およびむし歯予防に対する保護者の意識付けと正しい知識普及を図る。		(事業概要) 1 歳から 5 歳までの幼児を対象に、歯科医療機関において年に 1 回フッ化物塗布を行う。					
14 幼児発達支援事業	子ども健康課	8 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
(事業目標) 3 歳児健診以降に表面化する、こどもの行動発達面の問題を早期に発見し、就学に向けた継続的支援を行う。		(事業概要) 幼稚園や保育所等を通して、4 歳児の保護者へ幼児発達記録票「キッズ・ステップノート」を配布し、行動発達面の気づきを促す。支援の必要な幼児等に対し発達相談、出張相談により、支援を行う。					
15 不妊治療費助成事業	子ども健康課	8 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
(事業目標) 費用を助成し、経済的負担の軽減を図る。		(事業概要) 不妊治療に要した費用を助成する。					

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
16 予防接種事業	健康管理課	8 条	R7	R8	R9	R10	R11
			●	●	●	●	●
(事業目標) 感染のおそれがある疾病の発生およびまん延を予防する。		(事業概要) 予防接種法に基づき、対象となる乳幼児に定期接種を実施する。					
17 産後ケア事業	子ども健康課	8 条	R7	R8	R9	R10	R11
			●	●	●	●	●
(事業目標) 出産後 1 年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援を行う。		(事業概要) 産後の母親に休養の機会を提供するとともに、母子に対する保健指導や授乳指導等を実施し、心身のケアや育児サポート等の支援を行う。					

2 食育の推進【施策3-2】

現状と課題

- ◆ニーズ調査では、「子育てに関して日常悩んでいることや不安に思っていること」として、「食事や栄養に関すること」と回答した割合が42.0%（就学前児童の保護者）と、平成31年調査（40.1%）よりも高くなっています。
- ◆妊産婦や子育て家庭が抱えている食に関する不安や心配事の解消のため、各種事業や取組の充実を図る必要があります。
- ◆本市では「第3次秋田市食育推進計画」に基づき食育の推進に取り組んでいますが、引き続き、家庭や学校、地域などあらゆる分野が連携し、効果的な実施に努めていく必要があります。

施策の方向性

妊娠期をはじめ、乳幼児期からのライフステージや発達の程度に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、食育に関する体験活動などの取組を進めます。

目標指標

指標		現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
1	1日1回はみんなで食事をする割合	99.1%	100%
2	離乳食教室や幼児食教室参加者の「食事や栄養に関する不安や心配事が解消された人」の割合	97.8%	100%

取組・事業

事業名		担当課	子ども条例	実施期間				
1	離乳食教室	子ども健康課	8条	R7	R8	R9	R10	R11
				●	●	●	●	●
(事業目標) 望ましい食生活習慣の大切さについての理解を促し、保護者の離乳食に対する不安や心配ごとの軽減を図る。			(事業概要) 乳児の保護者を対象とし、月齢に適した離乳食の進め方、調理の仕方、望ましい食生活について指導を行う。					
2	幼児食教室	子ども健康課	8条	R7	R8	R9	R10	R11
				●	●	●	●	●
(事業目標) 望ましい食生活習慣を身に付けることができるよう支援し、保護者の幼児食への不安や心配ごとの軽減を図る。			(事業概要) 幼児とその保護者を対象とし、幼児食の進め方、調理の仕方、食育の大切さ、望ましい食生活について指導を行う。					
3	食生活学級 (産前・産後サポート事業)	子ども健康課	8条	R7	R8	R9	R10	R11
				●	●	●	●	●
(事業目標) 母体ならびに生まれてくるこどもの望ましい食習慣の大切さについての理解を促し、食事に対する不安や心配ごとの解消に努める。			(事業概要) 妊婦やその家族を対象とし、母体の変化に合わせた食事の進め方等について指導を行う。					

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
4 保育所の給食を通した食育支援	子ども育成課	11 条	R7	R8	R9	R10	R11
			●	●	●	●	●
（事業目標） 保育所給食を通してこどもの健全な食生活を実現し、健全な心身の成長を図る。			（事業概要） 保育所の給食を通して、こどもが様々な食に関わる体験を積み重ねることにより、食べ物に興味を持ち、食べることの楽しさを実感できるこどもを育成する。また、アレルギー児などへ個別に対応した給食の提供に努める。				
5 保育所調理師クッキング教室の実施	子ども育成課	11 条	R7	R8	R9	R10	R11
			●	●	●	●	●
（事業目標） 保育所給食の紹介を通して幼児期の望ましい食生活の定着を図る。			（事業概要） 在宅の親子を対象として、保育所調理師を講師とする幼児期の食事に関するクッキング教室を開催し、子育て中の親子が気軽に集い交流する機会を提供する。				
6 学校等における食育の推進	学校教育課	11 条	R7	R8	R9	R10	R11
			●	●	●	●	●
（事業目標） 児童生徒一人ひとりが、食事の大切さを理解し、望ましい食生活を営む力を身につけるよう、家庭との連携を図りながら食育の充実に努める。			（事業概要） 学校訪問指導を通して助言等を行うとともに、教職員研修を通して食育に関する教職員の資質向上を図る。				

3 小児医療への支援【施策3-3】

現状と課題

- ◆ニーズ調査では、「市立秋田総合病院の小児救急に関する認知度」は87.0%（就学前児童の保護者）と高い割合になっていますが、平成31年調査（90.4%）よりも低下していることから、引き続き浸透を図っていく必要があります。
- ◆未熟児や小児慢性特定疾病に罹患し治療が必要な児童等に対しては、相談支援を行うなど不安の軽減に努めるとともに、医療費の助成等必要な支援を継続的に実施していく必要があります。

施策の方向性

市立秋田総合病院における小児科救急外来の周知を図るとともに、未熟児や小児慢性特定疾病など医療が必要な児童等の治療に係る経済的負担の軽減、相談・支援に努め、安心してこどもを生み、健やかに育てることができる環境づくりを進めます。

目標指標

	指標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
1	小児慢性特定疾病自立支援事業参加者の満足度	100%	100%
2	市立秋田総合病院の小児科救急外来の認知度	87.0%	90.4%

取組・事業

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
1 市立秋田総合病院における小児科救急外来の周知	子ども総務課	8条	R7	R8	R9	R10	R11
(事業目標) 市立病院の小児科初期診療部門について周知を図り、安心してこどもを生み育てる環境を整備する。		(事業概要) 夜間や休日に小児の救急患者に対応している市立病院の小児科初期診療部門について、市ホームページ等で周知に努める。					
2 子ども福祉医療費の助成	子ども福祉課	8条	R7	R8	R9	R10	R11
(事業目標) こどもの医療費を助成し、子育て世帯の経済的負担の軽減やこどもを生み育てやすい環境の充実を図る。		(事業概要) こどもに対して必要な医療が確実に受けられるよう、所得制限を設けずに、こどもに係る医療費の自己負担分を助成する。					
3 未熟児養育事業（医療の給付）	子ども健康課	8条	R7	R8	R9	R10	R11
(事業目標) 医療費を助成し、負担の軽減を図る。		(事業概要) 入院医療を必要とする未熟児に対し医療の給付を行う。					

事業名		担当課	子ども条例	実施期間				
4 小児慢性特定疾病支援事業	子ども健康課	8 条	R7	R8	R9	R10	R11	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 医療費を助成し、負担の軽減を図る。		(事業概要) 小児慢性特定疾患に罹患している 18 歳未満の児童(継続の場合 20 歳到達まで)に対し医療費の給付および自立支援を行うとともに、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行う。						

第4章 次代を担うこども・若者の育成支援の充実

基本目標4 次代を担うこども・若者の育成支援の充実

こどもの心身の健やかな成長に向けた環境の整備を図るとともに、若者の就職や自立、結婚等を支援し、次代を担うこども・若者の育成支援に取り組みます。

1 こどもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備【施策4-1】

現状と課題

- ◆こどもたちが自立した人間として他者と共によりよく生きていくためには、自分らしい生き方を実現しようとする態度や他者を思いやる心、感動する心などを培うことを通して豊かな人間性を育む取組の充実を図ることが必要です。
- ◆こどもを取り巻く社会環境が著しく変化している中、思春期を中心に不安や悩みを抱えるこどもに対しては、保護者や関係機関と連携しながら、こどもの心に寄り添った対応が求められており、引き続き、相談体制等の充実に努めていく必要があります。
- ◆こどもたちが確かな学力を身につけることができるよう、互いに学び合う学習機会の充実を図るとともに、さらなる授業改善や、教育環境の整備に努めていく必要があります。

施策の方向性

こどもたちが自立した人間として他者と共によりよく生きていくためには、自分らしい生き方を実現しようとする態度や他者を思いやる心、感動する心などを培うことを通して豊かな人間性をはぐくむ取組の充実を図るとともに教育環境等の整備に努めます。

目標指標

指標		現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
1	「自分は、将来の夢や目標をもっている」と思う児童生徒の割合 (①小学生 ②中学生)	①85.1% ②73.6%	①93.0% ②85.0%
2	「人の役に立つ人間になりたい」と思う児童生徒の割合 (①小学生 ②中学生)	①97.6% ②97.3%	①99.0% ②99.0%
3	「自分には、よいところがある」と思う児童生徒の割合 (①小学生 ②中学生)	①85.3% ②85.1%	①90.0% ②90.0%

取組・事業

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
1 「はばたけ秋田っ子」教育推進事業	学校教育課	11条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
(事業目標) 他校との交流活動を通して感動体験を共有することにより、児童生徒の豊かな人間性を育む。		(事業概要) 市内中学生が一つのテーマに基づいて自ら企画し行動する「中学生サミット」を実施し、感動を分かち合い、豊かな感性を育む交流活動の充実を図る。					

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
2 外国語指導助手（ＡＬＴ）を活用した英語体験活動の提供	学校教育課	11 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
（事業目標） 小・中・高等学校および秋田公立美術大学附属高等学院に外国語指導助手（ＡＬＴ）を派遣し、英語によるコミュニケーション能力の向上を図る。		（事業概要） 教員と外国語指導助手（ＡＬＴ）とのチームティーチングにより、英語によるコミュニケーション能力の向上を図る。					
3 社会教育施設を活用した体験活動機会の提供	生涯学習室	12 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
（事業目標） こどもの自主性や行動力を向上させ、思いやる心を育成するとともに、知的好奇心を高める。		（事業概要） 自然科学学習館、太平山自然学習センター等の社会教育施設や市民サービスセンターを活用し、様々な体験活動の充実を図る。					
4 動物とのふれあいや飼育体験等の機会の提供	大森山動物園	11 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
（事業目標） 動物に関する知識を深め、生き物および自然を愛する気持ちを育む。		（事業概要） 動物飼育やふれあいなどの体験活動を通じて、職業意識の向上に結びつけたり、いのちの大切さや思いやりによる心豊かな人間性を育んだりするなどの機会を提供する。					
5 保育士体験事業の受入れ	子ども育成課	5, 6, 11 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
（事業目標） 多くの児童・生徒を受け入れることにより、子育てに対する直接的な関わりと多様な体験活動の場を提供する。		（事業概要） 学校の総合学習の時間等を活用しながら、近隣の小中学校、高校の保育士体験を認可保育所・認定こども園で受け入れる。					
6 子どもの読書活動の推進	中央図書館 明徳館	5, 6, 11 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
（事業目標） 考え方、学び方、表現の仕方、生き方を身につける大切な経験としての読書活動を推進し、次代を担うこどもの健やかな成長に資するよう市民全体にこどもの読書活動の意義を啓発していく。		（事業概要） 各図書館において、おはなし会やこども向け講座、資料展示、読書の記録帳事業等を行う。また、訪問おはなし会や出張講座等による保育所等への読書指導、移動図書館による学校巡回を行う。 市民全体の読書活動を推進する中で、こどもの読書活動の意義を広く啓発する。					
7 学校司書配置事業	学校教育課	5, 6, 11 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
（事業目標） 学校司書を配置し、学校図書館の環境整備や読書活動の一層充実を図り、魅力ある学校図書館づくりを推進する。		（事業概要） 学校司書を市立全小・中学校に配置し、学校図書館の整備や児童生徒の調べ学習への協力など学校との連携を図る。また、小・中学校図書委員等を対象に選書などの体験活動を実施する。					

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
8 スクールカウンセラー配置事業	学校教育課	11 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
（事業目標） 不安や悩みをもつ児童生徒および保護者に対する相談活動の充実、教職員との連携の強化により、不登校やいじめなどへの対応の充実を図る。		（事業概要） 中学校にスクールカウンセラーを配置し、不安や悩みをもつ児童生徒や保護者の相談に応じるとともに、教職員と連携した対応を行う。					
9 教育支援センター「すくうる・みらい」運営事業	学校教育課	11 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
（事業目標） 不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じた相談活動や学習支援等により、学校や社会生活に適応する力を育む。		（事業概要） 「すくうる・みらい」の円滑な運営に努めるとともに、校外体験活動、フレッシュフレンドの派遣、臨床心理士による相談活動等の各種事業をととして、不登校児童生徒やその保護者への支援の充実を図る。					
10 精神保健福祉相談・教育事業	健康管理課	8 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
（事業目標） 心の健康づくりについて知識の普及啓発を図るとともに心の健康問題に関する相談を実施し、早期発見・早期治療に結びつけることができるよう支援する。		（事業概要） 心の健康相談の開催と思春期等の心の健康についての講座を実施する。					
11 小・中学校フッ化物洗口事業	学事課	8 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
（事業目標） 児童生徒のむし歯予防対策の推進と児童自らの健康に関する意識の向上を図る。		（事業概要） 市立小学校 41 校、市立中学校 23 校の児童生徒について、保護者の希望を確認し、週 1 回、学校でフッ化物洗口を継続的に実施する。					
12 学校訪問指導、教職員研修会の充実	学校教育課	11 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
（事業目標） 児童生徒一人ひとりに、確かな学力を身につけさせるよう、学校における学習指導の充実を図るとともに、教職員の指導力の向上にかかる研修会の充実を図る。		（事業概要） 小・中学校における学習指導等の充実を図るため、学校訪問指導を通し助言等を行うとともに、教職員の指導力の向上にかかる教職員研修会の充実を図る。					
13 コミュニティ・スクール推進事業	学校教育課	10, 11, 12 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
（事業目標） 学校運営協議会の設置により、学校、家庭、地域の三者の連携をさらに深め、互いに協力し合う体制づくりを支援する。		（事業概要） 学校運営協議会委員から、特色ある教育活動や地域・保護者との連携のあり方など、学校運営についての意見や助言等を得ることにより、地域とともに学校づくりを推進する。					

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
14 通学区域の弾力化	学事課	11 条	R7	R8	R9	R10	R11
			●	●	●	●	●
（事業目標） 教育的な配慮に基づく指定学校以外の学校への就学に向けた処理を適正に行う。		（事業概要） 児童生徒の様々な実情に応じ、保護者の意向に配慮した学校選択機会を拡大するため、通学区域の弾力的な運用を行う。					

2 家庭や地域の教育力の向上【施策4-2】

現状と課題

- ◆核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭を巡る環境が変化している中で、親族や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にあります。保護者が学ぶことや、身近に相談相手がいない状況にある保護者の支援のほか、地域における多様な活動体験やスポーツ活動を通して、こどもの基本的な生活習慣や自立心等を社会全体で育んでいくことが必要となっています。

施策の方向性

保護者が学ぶことができる学習機会の充実や、身近に相談相手がいない状況にある保護者を支援する相談事業など、地域社会全体の教育力の向上に取り組みます。

目標指標

指標		現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
1	市民サービスセンター等が主催する家族や親子で参加する講座や事業の認知度	56.6%	71.7%

取組・事業

事業名		担当課	子ども条例	実施期間				
1	子ども家庭相談	子育て相談 支援課	10 条	R7	R8	R9	R10	R11
				●	●	●	●	●
(事業目標) こどもの健やかな成長のため、適切な助言や情報提供により、子育て力の向上を図る。			(事業概要) 子ども家庭センターを運営し、こどもとその家庭等の相談に応じ、必要な支援を行う。					
2	家庭教育相談事業	生涯学習室	10 条	R7	R8	R9	R10	R11
				●	●	●	●	●
(事業目標) 保護者等が、安心して子育てについて相談ができ、自立できる体制づくりに努める。			(事業概要) 電話・面接相談や保育所・幼稚園、母子福祉施設への訪問相談を行う。また、市民サービスセンター等で実施している家庭教育講座等への指導や助言を行う。					
3	乳幼児学級等	生涯学習室	10 条	R7	R8	R9	R10	R11
				●	●	●	●	●
(事業目標) 学習機会の充実に努め、家庭の教育力の向上を図る。			(事業概要) 市民サービスセンター等において、地域の子育て経験者や学習ボランティアと連携し、乳幼児を持つ親と子に交流の機会を提供しながら、こどもを取り巻く諸問題や家庭でのしつけの大切さなど、子育てに関する様々な学習機会を提供することにより、家庭の教育力の向上を図る。					

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
4 家庭教育学級	生涯学習室	10 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
(事業目標) 子育てに関する学習機会を提供する。		(事業概要) 市民サービスセンター等において、子育てに関する学習機会を提供する家庭教育学級を開催する。また、仕事を持っている女性や、父親の家庭教育への参加の重要性が高まっていることから、参加しやすい曜日や時間設定で開催する。					
5 かぞくぶっくぱっく事業	中央図書館 明德館	5, 6, 10 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
(事業目標) 読書に親しむ機会を提供し、家族の絆を深めるとともに生涯にわたる読書意欲の向上、読書習慣の定着を図る。		(事業概要) 普段あまり手に取ることのないジャンルや作者との新しい出会いが期待できるよう、さまざまな内容かつ世代別の本を詰め合わせた福袋的なパックを用意し貸し出す。					
6 放課後子ども教室推進事業（再掲）	子ども福祉課	7 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
(事業目標) 児童館運営委員会や児童育成クラブ等地域の方々の参画を得て、こどもたちの社会性、自主性、創造性等豊かな人間性を育む。		(事業概要) 児童館等において、児童館運営委員会や地域のボランティア組織である児童育成クラブ等地域の様々な資質を有する多くの方々の協力を得ながら、放課後のこどもたちに健全な遊びの場、様々な体験・交流・学習の機会、安全・安心なこどもの居場所を提供する。					
7 子ども会活動の表彰	子ども福祉課	6 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
(事業目標) 子ども会活動への意識を高め、自発的活動を推進する。		(事業概要) 特に優れた活動をしている子ども会や子ども会世話人を表彰し、広く活動の奨励を図る。					
8 世代間交流事業	生涯学習室	12 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
(事業目標) 高齢者との交流を通して、こどもの豊かな人間性と生きる力を育む。		(事業概要) 市民サービスセンター等において、こどもが高齢者との交流を通じ、心のふれあいや相互交流を深め、豊かな人間性を育むとともに、地域の伝統文化や歴史を学ぶ機会を提供する。					
9 老人保健福祉月間における小学生の取組	長寿福祉課	5, 6 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
(事業目標) 心豊かな社会、福祉のまちづくりを進めるため、高齢者について考える機会を提供する。		(事業概要) 小学生が、老人保健福祉月間にちなんだ敬老標語づくりを行うことで、こどもたちが長寿社会と自らが果たすべき役割について考えるための機会を設ける。					

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
10 幼児スポーツ教室	スポーツ振興課	8 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
(事業目標) 多くの幼稚園、保育所等に参加を働きかけ、より多くの子どもたちに体を動かす楽しさを体験させる。		(事業概要) 幼稚園児等を対象としたスポーツ教室を開催し、運動遊びを通して体を動かす楽しさを体験させる。					
11 親子なかよし体操教室	スポーツ振興課	8 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
(事業目標) 未就学児と親へ参加を呼びかけ、親子で体を動かし、こどもの健康と体力の向上を図る。		(事業概要) 未就学児と親を対象に親子で楽しむ運動遊び教室を開催し、活動的な行動習慣を身につけさせる。					
12 スポーツ少年団の育成・支援	スポーツ振興課	8 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
(事業目標) スポーツ少年団の活動が子どもや保護者にとってより魅力的なものとなるよう働きかけ、多くの子どもがスポーツに親しめるよう支援する。		(事業概要) 種目別交流大会の開催や指導者の保険料の助成、ジュニア指導者養成セミナー等の開催により、スポーツ少年団活動を活性化する。					
13 学校体育施設の開放事業	スポーツ振興課	12 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
(事業目標) 効率的な利用を促進し、多くの市民が身近な学校体育施設を活用し、健康・体力づくりに取り組めるよう努める。		(事業概要) 地域の学校体育施設を利用して市民の健康・体力の保持増進を図るため、市立小学校の体育館およびグラウンドを無料開放する。					
14 民生委員・児童委員活動推進事業	福祉総務課地域福祉推進室	12 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
(事業目標) 地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や心配ごとなどの相談・支援等を行う民生委員・児童委員および民生児童委員協議会の活動を支援することにより、地域福祉の水準の維持・向上を図る。		(事業概要) 民生委員・児童委員の指揮監督、推薦および研修を行うとともに、民生委員・児童委員、民生委員推薦会、民生児童委員協議会に関する費用を負担する。					

3 青少年健全育成活動の推進【施策4-3】

現状と課題

- ◆本市では、青少年の非行防止・健全育成に向け、街頭巡回指導に基づく見守り活動や環境浄化活動に取り組んでいます。一方、青少年を取り巻くインターネットの利用環境が一層多様化する中で、健やかな成長を阻害する有害情報も氾濫し、犯罪被害につながるおそれも生じていることから、学校、PTA等の地域住民や関係機関・団体との連携・協力を強化し、保護者に対する普及啓発など有害環境対策のさらなる推進が必要となっています。

施策の方向性

青少年がトラブルや犯罪に巻き込まれることのないよう、地域の関係機関・団体等と連携を図りながら、学校、家庭における情報モラル教育等を推進するなど対策に努めます。

目標指標

指標		現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
1	街頭巡回声かけ・話しかけ人数(年間)	10,322人	13,770人

取組・事業

事業名		担当課	子ども条例	実施期間				
1 情報モラル教育の充実	学校教育課	11 条	R7	R8	R9	R10	R11	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 情報モラル教育の充実を図り、こどもが主体的かつ適切に情報技術を活用できる資質・能力を育む。		(事業概要) 家庭や地域と連携し、情報モラル教育を推進できるよう、リーフレットを作成し、各校に配布する。こどもが主体となつて、情報モラルについて考える取組を推進する。						
2 若年者等に対する消費者教育の推進	市民相談センター	9 条	R7	R8	R9	R10	R11	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 消費者トラブルの未然防止に向けた消費者教育の強化を図る。		(事業概要) 若年者や保護者等に対し、商品・サービスの基礎知識や契約知識、最新の消費生活に関する情報等を提供する消費生活出前講座などの啓発活動を行う。						
3 環境浄化活動	少年指導センター	9 条	R7	R8	R9	R10	R11	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 青少年の健全育成のため、少年指導委員および地域の関係機関と連携を図り、環境浄化活動を推進する。		(事業概要) 関係機関・団体と連携を図りながら、青少年に有害な図書、DVD等の陳列・販売状況の確認や情報収集等の環境浄化活動を行う。						

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
4 街頭巡回指導	少年指導センター	9, 11 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
（事業目標） 青少年の規範の確立と健全育成のため、市民による地域ぐるみのサポート体制を確立する。		（事業概要） 少年非行の未然防止を図るため、少年指導委員が秋田駅周辺を定期的に巡回するほか、土崎港曳山まつりや竿燈まつりをはじめとする大規模イベントでの巡回や市内各地区での実情に応じた巡回を行う。					
5 少年相談活動	少年指導センター	8 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
（事業目標） 青少年が抱える問題や悩みの早期発見、早期解決を図る。		（事業概要） 相談専用電話「わかくさ相談電話」を設置し、青少年に関わるいろいろな悩みや心配事に専任の相談員が応じるほか、面談も行う。					
6 青少年健全育成広報活動	少年指導センター	9 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
（事業目標） 青少年健全育成に対する家庭や地域の取組を支援する。		（事業概要） 青少年健全育成に関する情報を提供するほか、少年指導センターの活動を紹介する。					
7 地区少年指導委員会活動	少年指導センター	8 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
（事業目標） 少年指導委員の自主活動を推進し、地域の実情に即した活動を展開する。		（事業概要） 市内を9地区に分けて少年指導委員会を組織し、少年指導委員の資質や指導技術の向上を図るための研修会を開催するほか、各地区の関係機関・団体との連携・協力体制を構築する。					

4 次代を担う若者の育成支援【施策4-4】

現状と課題

- ◆少子化が進む中で、就職を希望する高校生・大学生等の県内就職率を高めるとともに、非正規雇用で働く若者の正規雇用転換を促進することにより、県外流出の抑制とふるさと回帰を図ることが課題となっています。
- ◆修学および就業のいずれもしておらず、社会生活を円滑に営む上での困難を有することも・若者がおり、若者の「社会的・職業的自立」に向けた支援が必要となっています。
- ◆未婚率の上昇傾向が続いています（6～7ページ参照）。「出生動向基本調査」（令和3（2021）年6月：国立社会保障・人口問題研究所）では、その要因は、「適当な相手にまだめぐり会わない」、「結婚するにはまだ早い」、「結婚する必要性をまだ感じない」となっています。

施策の方向性

若者が将来、自立し、活躍するため、就職や自立、結婚等を支援し、次代を担う若者の育成支援に取り組みます。

目標指標

指標		現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
1	高校生(ハローワーク秋田管内)の県内就職の割合	78.2%	82.4%
2	正規雇用転換者数	144人	令和7年度から 令和11年度までに 計514人
3	県内の就職後3年以内の離職率	30.7%(高卒) 32.6%(大卒) ※令和2年3月卒業者	30.2% (高卒・大卒ともに)

取組・事業

事業名		担当課	子ども条例	実施期間				
1	新卒者地元就職促進事業	企業立地 雇用課	—	R7	R8	R9	R10	R11
				●	●	●	●	●
(事業目標) 市内企業の人材確保を支援するため、高校生・大学生や教職員等に対して市内企業の魅力を発信し、地元就職の促進や早期離職の抑制を図る。			(事業概要) 大学生等を対象とした市内企業研究会、高校教諭等を対象とした市内企業の職場見学会、市内企業の採用情報を掲載したガイドブックの作成および高校生を対象とした就職支援講座を実施する。					
2	アンダー４０正社員化促進事業	企業立地 雇用課	—	R7	R8	R9	R10	R11
				●	●	●	●	●
(事業目標) 非正規雇用者の正社員転換を促進することにより、若年者等の安定した雇用の拡大による地元定着を目指す。			(事業概要) ４０歳未満の非正規雇用者を正社員転換した企業に対して補助する。					

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
3 中小企業採用・人材育成支援事業	企業立地 雇用課	—	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
（事業目標） 市内中小企業等の採用活動や人材育成を支援し、若者の県外流出や早期離職の抑制、A ターン就職等の促進を図る。		（事業概要） 新規学卒者と A ターン等の求人を行っている市内中小企業に対し、採用情報や人材育成等の費用を補助するほか、新卒新入社員を対象にした「フレッシュマンの集い」と、入社2年目以降の若手社員を対象とした「ステップアップ研修」を開催する。また、雇用関係団体の人材育成に係る費用を補助する。					
4 若者自立支援事業	子ども総務課	11 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
（事業目標） 就労や社会参加に困難を有する若者に対して、職業体験などによる自立支援を促進する。		（事業概要） 社会参加に困難を有する若者に対して、職業体験による就労支援を行うほか、体験後のフォローアップや各種資格の取得などにより、就労の決定・定着を図る。					
5 ふたりの出会い応援事業	子ども総務課	—	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
（事業目標） 出会いや結婚を希望する若者を支援し、婚姻数の増加を図る。		（事業概要） あきた結婚支援センターの登録料を全額補助することで、センターへの会員登録を促し、マッチングの支援を受けやすくする。					
6 あきた結婚支援センターとの連携による結婚支援	子ども総務課	—	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
（事業目標） 出会い・結婚支援の充実を図る。		（事業概要） あきた結婚支援センターの運営経費の一部を負担するほか、センターと連携し事業を周知する。					
7 結婚新生活支援事業	子ども総務課	—	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
（事業目標） 結婚に対する経済的負担の軽減を図る。		（事業概要） 夫婦ともに 39 歳以下の新婚世帯に対し、新居の住宅購入費や家賃、引っ越し費用の一部を補助する。					

第5章 ワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標5 ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、企業や地域の理解等を促進するための広報・啓発や、社会全体で子育て家庭を応援するしくみづくりに取り組みます。

1 ワーク・ライフ・バランスの推進【施策5-1】

現状と課題

- ◆共働き家庭が増加する中で、こどもがいる家庭においては、「ワーク・ライフ・バランス」はますます不可欠な要素となっています。ニーズ調査でも、ワーク・ライフ・バランスについて、「名前も内容も知っている」が57.2%（就学前児童の保護者）と、令和元年調査（37.6%）と比較して認知度が高くなっています。
- ◆ニーズ調査では、「出産時の育児休業」について、母親・父親ともに取得率が上昇していますが、職場で育児休業を取りにくい雰囲気があったなどの課題があることから、育児休業を取得しやすい環境づくりに向けた取組を継続していく必要があります。
- ◆家庭での家事・育児の負担は、ニーズ調査においても女性に偏っている状況であり、男性の意識改革に加え、企業側にも、多様な働き方への対応を働きかける必要があります。

施策の方向性

ワーク・ライフ・バランスの普及と育児休業取得のさらなる促進に向け、男性の家事や子育てへの意識改革に加え、企業等への働きかけを推進し、男性が家事や子育てに参画したいという希望を叶えるための環境整備を促すとともに、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会の実現を目指します。

目標指標

指標		現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
1	秋田県労働条件等実態調査報告書の項目「育児休業の取得状況」	95.3%(女性) 32.6%(男性)	98.2%(女性) 85.0%(男性)
2	なでしこ秋田・働く女性応援事業補助金の活用企業数	12件	令和7年度から令和11年度までに計50件

取組・事業

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
1 ワーク・ライフ・バランスに関する 広報・啓発	子ども総務課	10, 12, 13 条	R7	R8	R9	R10	R11
(事業目標) ワーク・ライフ・バランスに関する理解が深まるよう、啓発に努める。		(事業概要) ワーク・ライフ・バランス推進イベント等により、ワーク・ライフ・バランスに関する普及啓発を図る。	●	●	●	●	●

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
2 元気な子どものまちづくり企業 認定・表彰制度	子ども総務課	13 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
(事業目標) 企業の子育て支援への意欲を高め、社会全体で子育てにやさしいまちづくりをすすめる。		(事業概要) 仕事と子育ての両立支援や子育てにやさしい活動に取り組む企業を認定・表彰する。					
3 積極的に取り組む企業の社会的 評価	契約課	13 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
(事業目標) 仕事と生活の調和の実現に向けた取組を実施する企業を積極的に評価する。		(事業概要) 入札参加者資格審査における優遇措置など、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を実施する企業の社会的評価を促進する。					
4 育児休業制度等の周知および啓発	企業立地雇用課	13 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
(事業目標) 育児休業制度等働きやすい職場環境の整備が促進されるよう、周知・啓発に努める。		(事業概要) 秋田労働局や県と連携しながら、各事業主および勤労者に制度の周知・啓発を行う。					
5 なでしこ秋田・働く女性応援事業	企業立地雇用課	13 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
(事業目標) 女性が働きやすい職場環境整備を促進する。		(事業概要) 秋田市元気な子どものまちづくり認定企業を対象に、女性従業員用のトイレや休憩室、子育てスペース等の整備費を補助する。					
6 男女共生意識の啓発	生活総務課	4, 10 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
(事業目標) あらゆる年代へ男女共生意識の浸透を図る。		(事業概要) 「第6次男女共生社会への市民行動計画」に基づき、男女共生講座やパネル展等を開催し、男女共生意識の啓発を図る。また、女性の活躍を支援するため、セミナーや講座等を開催し、女性が個性や能力を発揮できる環境づくりを推進する。					
7 父親の育児参加の啓発（再掲）	子育て相談支援課	10 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
(事業目標) 家族が協力して子育てを行えるよう、父親の育児参加の促進を図る。		(事業概要) 父親の積極的な育児参加を促進するため、父親向けの参加型イベントの開催や情報発信を行う。					

第6章 安全・安心な生活環境の整備

基本目標6 安全・安心な生活環境の整備

子どもを犯罪や事故から守るとともに、子育て家庭を支援する生活環境の整備に努めます。

1 こどもの安全確保【施策6-1】

現状と課題

- ◆地域の見守り隊員の高齢化が進み、人数も減少している中、子どもたちが交通事故や犯罪に巻き込まれることがないように、地域住民、学校、家庭、関係機関等の連携を強化しながら、安全確保に努めていくことが必要となっています。
- ◆子どもだけでなく、保護者などの大人が交通ルールを遵守するほか、交通マナー・モラルの向上を図り、交通事故防止に努める必要があります。

施策の方向性

子どもを交通事故や犯罪の被害から守るため、地域、学校、関係機関等との連携を強化するとともに、子どもが自らと他者の安全を守ることができるような教育や対策、こどもの安全に関する保護者への周知・啓発を進めます。

目標指標

指標		現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
1	子どもの交通事故死傷者数(中学生以下)	38人	30人未満

※現状値および目標値は、警察発表による暦年集計

取組・事業

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
1 交通安全教育事業	交通政策課	9 条	R7	R8	R9	R10	R11
			●	●	●	●	●
(事業目標) 交通安全教育を推進することにより、交通マナー・モラルの向上に努め、ひいては交通事故の減少を図る。		(事業概要) 幼稚園・保育所を対象とした交通安全教室を実施する。					
2 交通安全普及・啓発事業	交通政策課	9 条	R7	R8	R9	R10	R11
			●	●	●	●	●
(事業目標) こどもを交通事故から守るため交通事故防止および交通安全確保を図る。		(事業概要) 季別毎の交通安全運動期間中のほか交通安全に関する広報・啓発活動を実施する。					

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
3 まちあかり・ふれあい推進事業	生活総務課	12 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
(事業目標) 防犯灯の維持管理を行うことで、夜間における通行の安全と防犯を図る。		(事業概要) 防犯灯の不点灯などへの対応を行う。					
4 防犯活動の推進	生活総務課	9, 12 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
(事業目標) 安全で安心な地域社会を実現するため、防犯活動の普及・啓発に努める。		(事業概要) 地域で自主的に防犯活動を行う防犯協会の活動を支援する。					
5 秋田っ子まもるメールの配信	学事課	9 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
(事業目標) 不審者等の情報共有により、児童の犯罪被害の未然防止を図る。		(事業概要) 不審者に関する情報などを携帯電話や、パソコンにEメールで配信する。					
6 スクールガード養成講習会の実施	学事課	9 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
(事業目標) 通学路における地域ぐるみでの児童生徒の安全を確保する意識の向上を図る。		(事業概要) 市内3警察署の管内ごとにスクールガード養成講習会を実施する。					
7 通学時における安全確保と適切な指導	学事課	9 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
(事業目標) 通学路における地域ぐるみでの児童の安全の確保を推進する。		(事業概要) 学校、PTA、地域の町内会、老人クラブなどで構成される安全対策委員会のパトロール活動などにより、安心して登下校できる環境づくりを進める。					
8 被害を受けた子どもへの対応	学校教育課	11 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
(事業目標) 校内教育相談体制を確立するとともに、事故発生時における対応マニュアルに基づいた迅速かつ組織的な対応により、被害を受けた児童生徒の心のケアに努める。		(事業概要) 各校が、養護教諭を含めた校内教育相談体制を確立するとともに、緊急時の対応マニュアルを策定し、これに基づいて適切に対応・支援を行う。また、必要に応じて、臨床心理士等の専門家と連携して支援する。					
10 各種防災訓練の推進	防災安全対策課	9 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
(事業目標) 防災意識と防災技術の高揚に努める。		(事業概要) 「県民防災の日」および「県民防災意識高揚強調週間」にちなみ教育機関に各種防災訓練の実施を呼びかける。地域で行う各種訓練等に小学生も参加することで防災意識の高揚を図る。					

2 子育てを支援する生活環境の整備【施策6-2】

現状と課題

- ◆妊産婦や乳幼児をはじめ、すべての人が安心して外出できるよう、道路や公園等におけるバリアフリー化を引き続き推進していく必要があります。
- ◆子育て家庭がこどもの成長に合わせて子育てに適した良質な住宅を確保できる住環境づくりを支援するとともに、世代間で助け合いながら子育てできるよう、三世帯同居や近居を希望する人への支援を行うなど、「秋田市住生活基本計画」に基づき、子育て家庭が暮らしやすい住環境整備を促進していく必要があります。
- ◆授乳室やおむつ替えの場など、こどもや子育て当事者が安心して利用できる設備を整備している施設が増えてきているが、さらなる普及・啓発を進めていく必要があります。

施策の方向性

安心・安全な歩行空間の整備やバリアフリー化に加え、子育て家庭の居住環境の安定を図るなど、子育てを支援する生活環境の整備を進めるとともに、こどもや子育て当事者を支援する設備の普及・啓発に取り組みます。

目標指標

	指標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
1	都市公園のバリアフリー化率	74.4%	83.5%
2	子育てにやさしい施設の認定数	194施設	累計220施設

取組・事業

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
1 公園のバリアフリー化	公園課	9条	R7	R8	R9	R10	R11
(事業目標) 都市公園のバリアフリー化を進める。		(事業概要) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、誰でも安全で安心して利用できる公園とするため、公園施設のバリアフリー化を進める。	●	●	●	●	●
2 公園施設長寿命化整備事業	公園課	9条	R7	R8	R9	R10	R11
(事業目標) 老朽化した遊具の更新および予防修繕を進める。		(事業概要) 公園利用者の安全確保を図るため、老朽化した遊具の更新および予防修繕を実施する。	●	●	●	●	●

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
3 バリアフリー化の促進	都市計画課	9, 11 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
（事業目標） 誰もが快適に日常生活を送ることができるバリアフリー環境を形成することや、市民一人ひとりが高齢者や障がい者等への理解を深め、相互に助け合うことができる社会が実現することを旨とする。		（事業概要） 秋田市バリアフリー協議会において、バリアフリーマスタープランに基づき、秋田市内で実施したバリアフリーに関する取組の状況を確認します。					
4 多世帯同居推進事業	住宅政策課	8, 10 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
（事業目標） 多世帯家族の同居により家族の絆を強め、子育て世帯等が安心して暮らせる環境づくりを目的に、世帯に同居を望む方の住環境整備を図る。		（事業概要） 世帯が同居するために必要な住宅の改修等に係る費用に対し補助する。					
5 市営住宅優先入居制度	住宅政策課	9 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
（事業目標） 子育て世帯の市営住宅への入居を優遇する措置により、居住の安定を図る。		（事業概要） 市営住宅への応募にあたり、多子世帯に対する当選確率の引上げや子育て世帯に対する戸数枠設定による優遇措置を行う。					
6 子育てにやさしい施設の認定	子ども総務課	12 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
（事業目標） 子育てを社会全体で支える機運を盛り上げ、子育て家庭が安心して楽しく外出する機会の拡大につなげる。		（事業概要） 子育て家庭の利用に配慮された施設を「秋田市子育てにやさしい施設」として認定する。					

第7章 こどもと家庭へのきめ細かな支援

基本目標7 こどもと家庭へのきめ細かな支援

児童虐待防止対策や、障がいのあるこども、ひとり親家庭等に対するきめ細かな支援に取り組むとともに、こどもと子育て家庭に対する経済的支援の充実に努めます。

1 児童虐待防止対策の充実【施策7-1】

現状と課題

- ◆本市における児童虐待相談受付件数は、全国的な傾向と同様に増加傾向となっており、児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであり、引き続き、虐待防止に向けた取組の充実が必要です。
- ◆児童および妊産婦に対し包括的な支援を行うため、令和6年4月に子ども家庭センターを設置し、児童虐待防止対策の強化に取り組んでおり、関係機関が一体となって、虐待の発生予防、早期発見・早期対応、保護・自立に向けた支援に至るまで、切れ目ない対策を推進していくことが求められています。

施策の方向性

子ども家庭センターを中心に、相談窓口の周知と啓発活動に引き続き取り組むとともに、要保護児童対策地域協議会を活用しながら、福祉、医療、保健、教育、警察等の関係機関との連携のもと、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応等の取組を推進し、子育てに困難を抱える家庭に対する包括的な支援体制を強化します。

目標指標

指標		現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
1	児童虐待により、死亡または重大な後遺症を残す事例の発生件数	0件	0件

取組・事業

事業名		担当課	子ども条例	実施期間				
1 児童虐待防止推進事業	子育て相談 支援課	9 条	R7	R8	R9	R10	R11	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) こどもとその家庭等に対し、関係機関と連携しながら、こどもの権利擁護に努める。		(事業概要) 子ども家庭センターを中心に、こどもとその家庭に関する相談全般に応じ、児童虐待等に対しては、要保護児童対策地域協議会を活用しながら、必要な支援を実施する。						
2 子どもを守る地域ネットワーク強化事業（要保護児童対策地域協議会）	子育て相談 支援課	9 条	R7	R8	R9	R10	R11	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 児童虐待等の発生予防と早期発見・早期対応の推進を図る。		(事業概要) 要保護児童対策地域協議会を運営し、関係機関との情報共有と問題の共通認識により、適切な役割分担による支援を行う。						

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
3 児童虐待防止啓発活動	子育て相談 支援課	9 条	R7	R8	R9	R10	R11
			●	●	●	●	●
（事業目標） 児童虐待等についての理解を深め、早期発見、相談・通告に向けた啓発活動を推進する。		（事業概要） 児童虐待等の防止啓発や相談窓口の周知のため、啓発グッズの配布やSNS等の活用、関係機関・団体等からの依頼に応じた研修会等を開催する。					
4 子育て世帯訪問支援事業	子育て相談 支援課	9 条	R7	R8	R9	R10	R11
			●	●	●	●	●
（事業目標） 関係機関が連携して支援が必要な家庭を早期発見し、家事・子育て等の支援を実施することで家庭の養育環境を整え、児童虐待の発生を予防する。		（事業概要） 家事・子育て等に対して不安や負担を抱えたり、食事等の生活環境が不適切な養育状態にあるなど、養育の支援が特に必要であると判断した家庭に対し、支援者がその居宅を訪問し、家事・子育て等の支援を実施する。					
5 乳児家庭全戸訪問事業（再掲）	子ども健康課	8, 9 条	R7	R8	R9	R10	R11
			●	●	●	●	●
（事業目標） 産後間もない時期に訪問し、育児不安の軽減と適切な支援を行う。		（事業概要） 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、親子の心身の状況、養育環境等を把握し、子育て支援に関する情報提供や助言を行う。					

2 ひとり親家庭の自立支援の推進【施策7-2】

現状と課題

- ◆令和4年国民生活基礎調査によれば、ひとり親家庭の貧困率は44.5%で、約半数が相対的貧困という調査結果が出ております。また、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、時間的な余裕がなく、親子で心穏やかに過ごす時間が持てない状況となっています。すべてのこどもの健やかな成長を図るため、ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応することが求められています。

施策の方向性

ひとり親家庭の暮らしの安定と児童の福祉向上を図るため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援や子育て支援、就労支援、相談支援等の適切な取組を推進します。

目標指標

指標		現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
1	児童扶養手当受給者に占める就業者の割合	89.7%	92.4%

取組・事業

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
1　ひとり親家庭自立支援事業	子ども福祉課	8条	R7	R8	R9	R10	R11
			●	●	●	●	●
(事業目標) ひとり親家庭の自立促進を図る。		(事業概要) 就職・転職に役立つ就業支援講習会を開催するとともに、民間で行っている講座を受講した際の受講料を補助する自立支援教育訓練給付金事業を実施する。また、ひとり親家庭の親の就労支援として、安定的に増収が見込める資格取得を支援する高等職業訓練促進費給付金事業を実施する。					
2　母子父子寡婦福祉資金貸付事業	子ども福祉課	8条	R7	R8	R9	R10	R11
			●	●	●	●	●
(事業目標) 母子、父子家庭および寡婦の経済的自立と児童の福祉の向上を図る。		(事業概要) 母子、父子家庭および寡婦に対し、修学資金・就学支度資金等を貸し付ける。					
3　児童扶養手当支給事業	子ども福祉課	8条	R7	R8	R9	R10	R11
			●	●	●	●	●
(事業目標) ひとり親家庭の安定と経済的自立を支援し、児童の福祉の向上を図る。		(事業概要) ひとり親家庭等で養育されている児童に対して、児童扶養手当の支給を行う。					

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
4 母子生活支援施設への入所保護	子ども福祉課	8 条	R7	R8	R9	R10	R11
			●	●	●	●	●
(事業目標) 母子世帯の生活支援等を行い、自立を促進する。		(事業概要) 母子家庭またはそれに準ずる世帯を母子生活支援施設に入所させ、生活支援や養育支援等を行う。					
5 ひとり親施策の情報提供	子ども福祉課	8 条	R7	R8	R9	R10	R11
			●	●	●	●	●
(事業目標) ひとり親施策の情報が必要な人に行き渡るよう、施策の周知を図る。		(事業概要) ひとり親家庭に関する施策等を集約したパンフレットを作成し、ホームページや関係機関を通じて、情報提供を行う。					
6 母子・父子自立支援員による相談の実施	子ども福祉課	8 条	R7	R8	R9	R10	R11
			●	●	●	●	●
(事業目標) ひとり親家庭に対しての相談および情報提供を行い、ひとり親の自立を促進する。		(事業概要) 母子・父子自立支援員がひとり親家庭の支援に関する総合的窓口として、様々な相談への対応や自立に必要な情報提供を実施する。					

3 障がい児等に対する支援の充実【施策7-3】

現状と課題

- ◆本市では、「第3期秋田市障がい児福祉計画」および「第6次秋田市障がい者プラン」に基づき、各種支援策を展開しており、重度心身障がい児や医療的ケア児の受入施設の確保に努めていますが、教育・保育施設においては、さらなる受入体制の整備が求められています。障がい児等とその家族が安心して暮らすことができる地域づくりを進めるため、引き続き、関係機関が連携しながら、地域における支援体制の整備や切れ目ない支援に努めていく必要があります。

施策の方向性

障がい児等とその家族が地域社会において安全に安心して暮らせるように、ニーズや社会の変化を的確に捉え、これまで以上に関係機関との連携・協力、役割分担を強化し、質の高い支援の提供を推進します。

目標指標

指標		現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
1	児童発達支援、放課後等デイサービス事業者の連携を強化するため、秋田市障がい者総合支援協議会児童部会が主催する、交流会や研修会に参加した事業者の割合	—	関係事業者の100%

取組・事業

事業名		担当課	子ども条例	実施期間				
1 障がい児の通所支援	障がい福祉課	7, 8 条	R7	R8	R9	R10	R11	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 障がい児が、必要なときに必要と認められるサービスを受けることができるようにサービス供給量の確保と質の向上に努める。		(事業概要) 障がいのある児童を対象に、施設等において日常生活における基本的な動作の指導や生活能力の向上のために必要な訓練、集団生活への適応訓練など、必要に応じた支援を行う。						
2 障がい児の日中一時支援事業 (短期入所型)	障がい福祉課	7 条	R7	R8	R9	R10	R11	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 保護者の不在等により、日中に一時的な介護が必要な障がい児に日中を過ごす場を提供する。		(事業概要) 障がい児を介護している家族が一時的に介護できない場合等に、日中における支援や活動の場を確保するため、日中の一時預かりを行う。						

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
3 障害者総合支援法における障害福祉サービスの提供	障がい福祉課	7, 8 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
(事業目標) 障がい児の状態に応じて、必要と認められるサービスが、必要なときに受けることができるようにサービス供給量の確保と質の向上に努める。		(事業概要) 在宅の障がい児が利用可能な短期入所や居宅介護などの障害福祉サービスを、障がい児の状態に応じて支援する。					
4 障害児等療育支援事業	障がい福祉課	7, 8 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
(事業目標) 療育に関する相談ができずに悩んでいる人を減らす。		(事業概要) 在宅の知的障がい児の療育に関する相談に対応するため、指定相談事業所等に相談窓口を設置する。					
5 障がい児すこやか療育支援事業	障がい福祉課	7, 8 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
(事業目標) 障がいのある未就学児を対象として、児童発達支援および居宅訪問型児童発達支援を利用した際の利用料を無償化することで、こどもを安心して生み育てることができるよう、子育て環境の向上を図る。		(事業概要) 一定の所得制限のもと、障がいのある未就学児が児童発達支援等および居宅訪問型児童発達支援を利用した際の利用料の1/2を助成する。					
6 障がい児通所施設利用料無償化事業	障がい福祉課	7, 8 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
(事業目標) 障がいのある未就学児を対象として、児童発達支援および居宅訪問型児童発達支援を利用した際の利用料を無償化することで、こどもを安心して生み育てることができるよう、子育て環境の向上を図る。		(事業概要) 一定の所得制限のもと、障がいのある未就学児が児童発達支援および居宅訪問型児童発達支援を利用した際の利用料を障がい児すこやか療育支援事業に加えて助成し、無償化する。					
7 障がい児保育事業	子ども育成課	7, 8 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
(事業目標) 保育を希望する全ての就学前児童が、障がいの有無にかかわらず、保育を受けることができる環境の整備を図る。		(事業概要) 障がい児の受入れを円滑化し、障がい児保育の充実を図るため、私立保育所等へ補助金を交付するとともに、公立保育所においては必要な保育士の配置を行う。					
8 医療的ケア児保育支援事業	子ども育成課	7, 8 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
(事業目標) 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。		(事業概要) 保育所等における医療的ケア児の受入れに当たり、看護師等の配置に係る費用などを補助する。					

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
9 放課後児童健全育成事業（再掲）	子ども福祉課	7, 8 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
（事業目標） 障がい児の受入れ体制を整備、促進する。		（事業概要） 放課後児童クラブにおいて、障がい児を受け入れる体制を整えている施設に対し、委託料の運営基本額に障がい児受入れに要する経費の一部を加算し、障がい児の受入れを促進する。					
10 小・中学校就学奨励事業（特別支援教育就学奨励費）	学事課	11 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
（事業目標） 障がいのある児童生徒の保護者へ必要な援助を行うことにより、特別支援教育の普及奨励を図る。		（事業概要） 障がいのある児童生徒の保護者に対し、経済的負担を軽減するため、負担能力の程度に応じて援助を行う。					
11 特別支援教育推進事業	学校教育課	11 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
（事業目標） 特別な支援を必要とする児童生徒の一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図る。		（事業概要） 学校行事や校外学習に参加する児童生徒に「学校行事等支援サポーター」を、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に「学級生活支援サポーター」を、国籍を問わず日本語の理解が十分でない児童生徒に「日本語指導支援サポーター」を派遣する。					
12 各種サービスの情報提供	障がい福祉課	8 条	R7 ●	R8 ●	R9 ●	R10 ●	R11 ●
（事業目標） 障がい児の保護者や支援者が、「障がい者のためのくらしのしおり」やホームページでの情報提供により、必要とする情報を十分に得ることができる。		（事業概要） 「障がい者のためのくらしのしおり」に障がいに関する各種情報を掲載し、市役所および市民サービスセンター等の公共施設に設置するほか、ホームページに掲載する。 また、支援者や保護者から要望の多い、事業所についてのより詳細な情報をホームページに掲載する。					

4 子育てに係る経済的支援の充実【施策7-4】

現状と課題

- ◆本市では、国の幼児教育・保育の無償化に先駆けて、第2子および第1子の保育料無償化を実施し、子育て家庭に対する経済的負担の軽減に努めています。
- ◆ニーズ調査では、「子育てに関して日常悩んでいることや不安に思っていること」として、「子育てで出費がかさむこと」と回答した割合が、就学前児童の保護者で49.2%、小学校児童の保護者で60.7%と最も高くなっており、引き続き、子育てに係る経済的負担の軽減に取り組む必要があります。

施策の方向性

保育料助成やこどもの医療費助成など、経済的支援の充実に努め、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。

目標指標

指標		現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
1	子育てで出費がかさむことに悩む人の割合 (①就学前児童の保護者 ②小学校児童の保護者)	①49.2% ②60.7%	①42.4% ②55.6%

取組・事業

事業名		担当課	子ども条例	実施期間				
1 第1子保育料無償化事業	子ども育成課	7条	R7	R8	R9	R10	R11	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 一定の所得制限のもと第1子以降の保育料を無償化することにより、子育て家庭の経済的負担を軽減し、子育て環境の向上を図る。		(事業概要) 保育所、認定こども園および認可外保育施設等に入所している児童で所得などの一定の条件を満たす場合に保育料を助成する。						

2 すこやか子育て支援事業	子ども育成課	7条	R7	R8	R9	R10	R11
			●	●	●	●	●
(事業目標) 子育て家庭の経済的負担を軽減し、子育て環境の向上を図る。		(事業概要) 保育所、認定こども園および認可外保育施設等に入所、または幼稚園に入園している児童で所得などの一定の条件を満たす場合に保育料または副食費を助成する。					

3 幼稚園副食費補足給付事業 (実費徴収に係る補足給付を行う事業)	子ども育成課	7,8条	R7	R8	R9	R10	R11
			●	●	●	●	●
(事業目標) 新制度未移行幼稚園を利用するこどものうち、低所得世帯等を対象に食事の提供に要する費用の一部を補助することで、子育て費用の負担軽減を図る。		(事業概要) 新制度未移行幼稚園を利用するこどものうち、低所得世帯等を対象に保護者が支払うべき食事（副食に限る）の提供に要する費用の一部を補助する。					

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
4 子ども福祉医療費の助成（再掲）	子ども福祉課	8 条	R7	R8	R9	R10	R11
			●	●	●	●	●
（事業目標） こどもの医療費を助成し、子育て世帯の経済的負担の軽減やこどもを生み育てやすい環境の充実を図る。		（事業概要） 高校生年代までの全てのこどもに対し、所得制限を設けずに医療費の自己負担分の一部又は全部を助成する。					
5 児童手当支給事業	子ども福祉課	8 条	R7	R8	R9	R10	R11
			●	●	●	●	●
（事業目標） 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。		（事業概要） 高校生年代までの児童を養育するかたに対して児童手当を支給する					
6 小・中学校就学奨励事業（小・中学校就学援助費）	学事課	11 条	R7	R8	R9	R10	R11
			●	●	●	●	●
（事業目標） 就学困難な児童生徒の保護者へ必要な援助を行うことにより、すべての学齢児童生徒に対し義務教育を保障する。		（事業概要） 経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行う。					
7 ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	子育て相談支援課	8 条	R7	R8	R9	R10	R11
			●	●	●	●	●
（事業目標） ファミリー・サポート・センター利用者の経済的負担を軽減し、より安心して子育てができるよう支援する。		（事業概要） ファミリー・サポート・センター利用料の1／2を助成する。					
8 在宅子育てサポート事業（再掲）	子育て相談支援課	12 条	R7	R8	R9	R10	R11
			●	●	●	●	●
（事業目標） 複数の子育て支援サービスの利用料に充てることができるクーポン券を交付し、在宅子育て家庭の子育てに係る経済的負担の軽減を図る。		（事業概要） 就学前の児童を在宅で子育てしている保護者に「子育てサポートクーポン券」、第3子以降の児童（小学校就学前、在宅）および当該児童を含めた3人以上の子を養育している保護者に「多子世帯サポートクーポン券」を交付する。					

第 3 部

教育・保育および

地域子ども・子育て支援事業等の

量の見込みと確保方策

教育・保育および地域子ども・子育て支援事業等の量の見込みと確保方策

1 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育提供区域について

教育・保育提供区域は、市町村子ども・子育て支援事業計画に記載する教育・保育の量の見込み（必要利用定員数）と提供体制の確保内容・実施時期を設定する単位として、地理的条件や人口等の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、市町村が定めることとなっています。

本市では、平成 17（2005）年の市町合併後のまちづくり等について定めた「緑あふれる新県都プラン」以降、市域を「中央・北部・西部・東部・南部・河辺・雄和」の 7 地域に区分し、各地域の自然条件や交通、日常生活上の交流の範囲等の諸条件を踏まえた「地域別整備方針」が定められています。この地域区分は、地域的な視点が必要な施策を展開する上での基本的な単位となっていることから、教育・保育提供区域は、第 3 次プランに引き続き、この 7 区域とします。

○区域割

中央	大町、旭北、旭南、川元、川尻、山王、高陽、保戸野、泉（JR 線西側）、千秋、中通、南通、檜山、茨島、八橋
北部	寺内、外旭川、土崎港中央、土崎港東、土崎港西、土崎港南、土崎港北、前記以外の土崎港、将軍野東、将軍野南、前記以外の将軍野、港北、飯島、金足、下新城、上新城
西部	新屋、勝平、浜田、豊岩、下浜、向浜
東部	東通、手形、手形（字）、手形山、泉（JR 線東側）、旭川、新藤田、濁川、添川、山内、仁別、広面、柳田、横森、桜、桜ガ丘、桜台、大平台、下北手、太平
南部	牛島東、牛島西、牛島南、卸町、大住、大住南、仁井田、御野場、御所野、四ツ小屋、上北手、山手台、南ヶ丘
河辺	岩見三内、和田、豊島
雄和	川添、種平、戸米川、大正寺

(2) 認定区分について

- 1 号認定子ども：満 3 歳以上の小学校就学前の子どもで、幼稚園等での教育を希望。
- 2 号認定子ども：満 3 歳以上の小学校就学前の子どもで、保護者の就労等の事由により保育所等での保育を希望。
- 3 号認定子ども：満 3 歳未満の子どもで、保護者の就労等の事由により保育所等での保育を希望。

(3) 児童数の推計について

各年における児童数について、令和6（2024）年3月31日の住民基本台帳人口を基準人口とし、過去3年間の人口データ等を用いてコーホート変化率法¹により計画期間における児童数を以下のとおり推計しています。

【計画期間の推計児童数】（各年4月1日人口）

（単位：人）

	令和6年 (基準)	令和7年 (推計)	令和8年 (推計)	令和9年 (推計)	令和10年 (推計)	令和11年 (推計)
0歳	1,403	1,505	1,468	1,432	1,403	1,376
1歳	1,567	1,429	1,535	1,496	1,461	1,431
2歳	1,721	1,566	1,428	1,533	1,494	1,460
3歳	1,768	1,725	1,567	1,432	1,536	1,496
4歳	1,810	1,777	1,733	1,575	1,440	1,544
5歳	1,964	1,808	1,775	1,731	1,572	1,438
6歳	1,991	1,969	1,807	1,778	1,732	1,572
7歳	2,068	1,990	1,966	1,804	1,776	1,729
8歳	2,184	2,066	1,987	1,965	1,801	1,774
9歳	2,292	2,184	2,066	1,986	1,966	1,803
10歳	2,230	2,294	2,184	2,067	1,984	1,968
11歳	2,330	2,223	2,285	2,173	2,058	1,977
合計	23,328	22,536	21,801	20,972	20,223	19,568

¹ コーホート変化率法：各コーホート（同じ年や年度に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

(4) 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容および実施時期

【市全域】

(単位：人)

市全域		令和7年度						令和8年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み(A)		829	4,389		1,299	1,154	586	792	4,196		1,185	1,239	571
確保方策(B)		2,046	268	3,827	1,387	1,338	1,170	2,046	268	3,827	1,387	1,338	1,170
特定教育・保育施設	保育所			1,749	606	592	529			1,749	606	592	529
	認定こども園	1,385	268	2,070	674	628	532	1,385	268	2,070	674	628	532
	幼稚園	270	0					270	0				
特定地域型保育事業	小規模保育事業				65	77	70				65	77	70
	事業所内保育事業				28	27	26				28	27	26
教育・保育施設	幼稚園	391	0					391	0				
企業主導型保育事業(地域枠)		0	0	8	14	14	13	0	0	8	14	14	13
(幼稚園および預かり保育)			(270)						(245)				
過不足(B-A)		947	0	△ 24	88	184	584	1,009	0	144	202	99	599

市全域		令和9年度						令和10年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み(A)		739	3,917		1,272	1,208	557	710	3,760		1,240	1,180	547
確保方策(B)		2,046	268	3,827	1,387	1,338	1,170	2,046	268	3,827	1,387	1,338	1,170
特定教育・保育施設	保育所			1,749	606	592	529			1,749	606	592	529
	認定こども園	1,385	268	2,070	674	628	532	1,385	268	2,070	674	628	532
	幼稚園	270	0					270	0				
特定地域型保育事業	小規模保育事業				65	77	70				65	77	70
	事業所内保育事業				28	27	26				28	27	26
教育・保育施設	幼稚園	391	0					391	0				
企業主導型保育事業(地域枠)		0	0	8	14	14	13	0	0	8	14	14	13
(幼稚園および預かり保育)			(210)						(188)				
過不足(B-A)		1,097	0	388	115	130	613	1,148	0	523	147	158	623

市全域		令和11年度					
		1号	2号		3号		
			幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み(A)		699	3,702		1,211	1,155	536
確保方策(B)		2,046	268	3,827	1,387	1,338	1,170
特定教育・保育施設	保育所			1,749	606	592	529
	認定こども園	1,385	268	2,070	674	628	532
	幼稚園	270	0				
特定地域型保育事業	小規模保育事業				65	77	70
	事業所内保育事業				28	27	26
教育・保育施設	幼稚園	391	0				
企業主導型保育事業(地域枠)		0	0	8	14	14	13
(幼稚園および預かり保育)			(179)				
過不足(B-A)		1,168	0	572	176	183	634

【R7】施設数：112
 保育所：44 幼稚園：8
 認定こども園：38
 小規模：13 事業所内：3
 企業主導型：6

※「幼稚園希望」は、2号認定(保育を必要とする者)のうち、幼稚園の利用希望が強い者

※「(幼稚園および預かり保育)」は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)における長時間・通年の預かり保育

※「(幼稚園および預かり保育)」の()内の数字は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)の内数

※「幼稚園希望」に係る確保方策について、「認定こども園」の「2号認定」から確保できない場合「(幼稚園および預かり保育)」により確保する

【中央地域】

(単位:人)

中央地域		令和7年度						令和8年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み(A)		191	1,012		297	274	144	181	962		271	291	141
			103	909					98	864			
確保方策(B)		641	78	1,323	503	477	441	641	78	1,323	503	477	441
特定教育・ 保育施設	保育所			635	223	214	200			635	223	214	200
	認定こども園	500	78	685	243	223	202	500	78	685	243	223	202
	幼稚園	45	0					45	0				
特定地域型 保育事業	小規模保育事業				12	16	15				12	16	15
	事業所内保育事業				19	18	18				19	18	18
教育・保育施設	幼稚園	96	0					96	0				
企業主導型保育事業(地域枠)		0	0	3	6	6	6	0	0	3	6	6	6
(幼稚園および預かり保育)			(25)						(20)				
過不足(B-A)		425	0	414	206	203	297	440	0	459	232	186	300

中央地域		令和9年度						令和10年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み(A)		164	870		288	284	137	157	832		281	278	135
			89	781					85	747			
確保方策(B)		641	78	1,323	503	477	441	641	78	1,323	503	477	441
特定教育・ 保育施設	保育所			635	223	214	200			635	223	214	200
	認定こども園	500	78	685	243	223	202	500	78	685	243	223	202
	幼稚園	45	0					45	0				
特定地域型 保育事業	小規模保育事業				12	16	15				12	16	15
	事業所内保育事業				19	18	18				19	18	18
教育・保育施設	幼稚園	96	0					96	0				
企業主導型保育事業(地域枠)		0	0	3	6	6	6	0	0	3	6	6	6
(幼稚園および預かり保育)			(11)						(7)				
過不足(B-A)		466	0	542	215	193	304	477	0	576	222	199	306

中央地域		令和11年度					
		1号	2号		3号		
			幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み(A)		154	818		275	272	132
			83	735			
確保方策(B)		641	78	1,323	503	477	441
特定教育・ 保育施設	保育所			635	223	214	200
	認定こども園	500	78	685	243	223	202
	幼稚園	45	0				
特定地域型 保育事業	小規模保育事業				12	16	15
	事業所内保育事業				19	18	18
教育・保育施設	幼稚園	96	0				
企業主導型保育事業(地域枠)		0	0	3	6	6	6
(幼稚園および預かり保育)			(5)				
過不足(B-A)		482	0	588	228	205	309

【R7】施設数:40
 保育所:17 幼稚園:2
 認定こども園:13
 小規模:3 事業所内:2
 企業主導型:3

※「幼稚園希望」は、2号認定(保育を必要とする者)のうち、幼稚園の利用希望が強い者

※「(幼稚園および預かり保育)」は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)における長時間・通年の預かり保育

※「(幼稚園および預かり保育)」の()内の数字は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)の内数

※「幼稚園希望」に係る確保方策について、「認定こども園」の「2号認定」から確保できない場合「(幼稚園および預かり保育)」により確保する

【北部地域】

(単位:人)

北部地域		令和7年度						令和8年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み(A)		212	1,118		312	301	152	198	1,047		302	317	148
			157	961					147	900			
確保方策(B)		380	94	702	248	242	219	380	94	702	248	242	219
特定教育・ 保育施設	保育所			128	38	37	29			128	38	37	29
	認定こども園	260	94	574	191	186	172	260	94	574	191	186	172
	幼稚園	120	0					120	0				
特定地域型 保育事業	小規模保育事業				19	19	18				19	19	18
	事業所内保育事業												
教育・保育施設	幼稚園												
企業主導型保育事業(地域枠)													
(幼稚園および預かり保育)			(63)						(53)				
過不足(B-A)		105	0	△ 259	△ 64	△ 59	67	129	0	△ 198	△ 54	△ 75	71

北部地域		令和9年度						令和10年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み(A)		189	998		318	310	143	178	944		311	302	142
			140	858					132	812			
確保方策(B)		380	94	702	248	242	219	380	94	702	248	242	219
特定教育・ 保育施設	保育所			128	38	37	29			128	38	37	29
	認定こども園	260	94	574	191	186	172	260	94	574	191	186	172
	幼稚園	120	0					120	0				
特定地域型 保育事業	小規模保育事業				19	19	18				19	19	18
	事業所内保育事業												
教育・保育施設	幼稚園												
企業主導型保育事業(地域枠)													
(幼稚園および預かり保育)			(46)						(38)				
過不足(B-A)		145	0	△ 156	△ 70	△ 68	76	164	0	△ 110	△ 63	△ 60	77

北部地域		令和11年度					
		1号	2号		3号		
			幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み(A)		179	945		303	295	137
			132	813			
確保方策(B)		380	94	702	248	242	219
特定教育・ 保育施設	保育所			128	38	37	29
	認定こども園	260	94	574	191	186	172
	幼稚園	120	0				
特定地域型 保育事業	小規模保育事業				19	19	18
	事業所内保育事業						
教育・保育施設	幼稚園						
企業主導型保育事業(地域枠)							
(幼稚園および預かり保育)			(38)				
過不足(B-A)		163	0	△ 111	△ 55	△ 53	82

【R7】施設数:20
保育所:4 幼稚園:2
認定こども園:11
小規模:3

※「幼稚園希望」は、2号認定(保育を必要とする者)のうち、幼稚園の利用希望が強い者

※「(幼稚園および預かり保育)」は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)における長時間・通年の預かり保育

※「(幼稚園および預かり保育)」の()内の数字は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)の内数

※「幼稚園希望」に係る確保方策について、「認定こども園」の「2号認定」から確保できない場合「(幼稚園および預かり保育)」により確保する

【西部地域】

(単位:人)

西部地域		令和7年度						令和8年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み(A)		96	507		147	138	61	93	492		150	142	60
			19	488					18	474			
確保方策(B)		129	7	415	133	126	112	129	7	415	133	126	112
特定教育・ 保育施設	保育所			219	84	81	76			219	84	81	76
	認定こども園	129	7	191	34	29	21	129	7	191	34	29	21
	幼稚園												
特定地域型 保育事業	小規模保育事業				3	4	5				3	4	5
	事業所内保育事業				9	9	8				9	9	8
教育・保育施設	幼稚園												
企業主導型保育事業(地域枠)		0	0	5	3	3	2	0	0	5	3	3	2
(幼稚園および預かり保育)			(12)						(11)				
過不足(B-A)		21	0	△ 73	△ 14	△ 12	51	25	0	△ 59	△ 17	△ 16	52

西部地域		令和9年度						令和10年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み(A)		92	489		154	138	59	88	469		150	135	57
			18	471					17	452			
確保方策(B)		129	7	415	133	126	112	129	7	415	133	126	112
特定教育・ 保育施設	保育所			219	84	81	76			219	84	81	76
	認定こども園	129	7	191	34	29	21	129	7	191	34	29	21
	幼稚園												
特定地域型 保育事業	小規模保育事業				3	4	5				3	4	5
	事業所内保育事業				9	9	8				9	9	8
教育・保育施設	幼稚園												
企業主導型保育事業(地域枠)		0	0	5	3	3	2	0	0	5	3	3	2
(幼稚園および預かり保育)			(11)						(10)				
過不足(B-A)		26	0	△ 56	△ 21	△ 12	53	31	0	△ 37	△ 17	△ 9	55

西部地域		令和11年度					
		1号	2号		3号		
			幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み(A)		89	472		147	131	56
			17	455			
確保方策(B)		129	7	415	133	126	112
特定教育・ 保育施設	保育所			219	84	81	76
	認定こども園	129	7	191	34	29	21
	幼稚園						
特定地域型 保育事業	小規模保育事業				3	4	5
	事業所内保育事業				9	9	8
教育・保育施設	幼稚園						
企業主導型保育事業(地域枠)		0	0	5	3	3	2
(幼稚園および預かり保育)			(10)				
過不足(B-A)		30	0	△ 40	△ 14	△ 5	56

【R7】施設数:11
 保育所:5 認定こども園:3
 小規模:1 事業所内:1
 企業主導型:1

※「幼稚園希望」は、2号認定(保育を必要とする者)のうち、幼稚園の利用希望が強い者

※「(幼稚園および預かり保育)」は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)における長時間・通年の預かり保育

※「(幼稚園および預かり保育)」の()内の数字は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)の内数

※「幼稚園希望」に係る確保方策について、「認定こども園」の「2号認定」から確保できない場合「(幼稚園および預かり保育)」により確保する

【東部地域】

(単位:人)

東部地域		令和7年度						令和8年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み(A)		164	869		270	221	116	157	833		230	249	113
			188	681					180	653			
確保方策(B)		608	45	504	221	213	177	608	45	504	221	213	177
特定教育・ 保育施設	保育所			339	137	135	120			339	137	135	120
	認定こども園	223	45	165	60	46	31	223	45	165	60	46	31
	幼稚園	90	0					90	0				
特定地域型 保育事業	小規模保育事業				19	27	21				19	27	21
	事業所内保育事業												
教育・保育施設	幼稚園	295	0					295	0				
企業主導型保育事業(地域枠)					5	5	5				5	5	5
(幼稚園および預かり保育)			(143)						(135)				
過不足(B-A)		301	0	△ 177	△ 49	△ 8	61	316	0	△ 149	△ 9	△ 36	64

東部地域		令和9年度						令和10年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み(A)		147	777		259	244	111	140	740		253	238	108
			168	609					160	580			
確保方策(B)		608	45	504	221	213	177	608	45	504	221	213	177
特定教育・ 保育施設	保育所			339	137	135	120			339	137	135	120
	認定こども園	223	45	165	60	46	31	223	45	165	60	46	31
	幼稚園	90	0					90	0				
特定地域型 保育事業	小規模保育事業				19	27	21				19	27	21
	事業所内保育事業												
教育・保育施設	幼稚園	295	0					295	0				
企業主導型保育事業(地域枠)					5	5	5				5	5	5
(幼稚園および預かり保育)			(123)						(115)				
過不足(B-A)		338	0	△ 105	△ 38	△ 31	66	353	0	△ 76	△ 32	△ 25	69

東部地域		令和11年度					
		1号	2号		3号		
			幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み(A)		137	723		247	233	107
			156	567			
確保方策(B)		608	45	504	221	213	177
特定教育・ 保育施設	保育所			339	137	135	120
	認定こども園	223	45	165	60	46	31
	幼稚園	90	0				
特定地域型 保育事業	小規模保育事業				19	27	21
	事業所内保育事業						
教育・保育施設	幼稚園	295	0				
企業主導型保育事業(地域枠)					5	5	5
(幼稚園および預かり保育)			(111)				
過不足(B-A)		360	0	△ 63	△ 26	△ 20	70

【R7】施設数:23
 保育所:10 幼稚園:3
 認定こども園:4
 小規模:4
 企業主導型:2

- ※「幼稚園希望」は、2号認定(保育を必要とする者)のうち、幼稚園の利用希望が強い者
- ※「(幼稚園および預かり保育)」は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)における長時間・通年の預かり保育
- ※「(幼稚園および預かり保育)」の()内の数字は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)の内数
- ※「幼稚園希望」に係る確保方策について、「認定こども園」の「2号認定」から確保できない場合「(幼稚園および預かり保育)」により確保する

【南部地域】

(単位:人)

南部地域		令和7年度						令和8年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み(A)		145	768		243	187	98	143	758		197	207	95
確保方策(B)		273	44	690	237	235	193	273	44	690	237	235	193
特定教育・保育施設	保育所			235	79	80	76			235	79	80	76
	認定こども園	273	44	455	146	144	106	273	44	455	146	144	106
	幼稚園												
特定地域型保育事業	小規模保育事業				12	11	11				12	11	11
	事業所内保育事業												
教育・保育施設	幼稚園												
企業主導型保育事業(地域枠)													
(幼稚園および預かり保育)			(24)						(23)				
過不足(B-A)		104	0	△ 10	△ 6	48	95	107	0	△ 1	40	28	98

南部地域		令和9年度						令和10年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み(A)		128	679		217	201	93	127	671		211	196	91
確保方策(B)		273	44	690	237	235	193	273	44	690	237	235	193
特定教育・保育施設	保育所			235	79	80	76			235	79	80	76
	認定こども園	273	44	455	146	144	106	273	44	455	146	144	106
	幼稚園												
特定地域型保育事業	小規模保育事業				12	11	11				12	11	11
	事業所内保育事業												
教育・保育施設	幼稚園												
企業主導型保育事業(地域枠)													
(幼稚園および預かり保育)			(16)						(15)				
過不足(B-A)		129	0	71	20	34	100	131	0	78	26	39	102

南部地域		令和11年度					
		1号	2号		3号		
			幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み(A)		120	637		206	193	90
確保方策(B)		273	44	690	237	235	193
特定教育・保育施設	保育所			235	79	80	76
	認定こども園	273	44	455	146	144	106
	幼稚園						
特定地域型保育事業	小規模保育事業				12	11	11
	事業所内保育事業						
教育・保育施設	幼稚園						
企業主導型保育事業(地域枠)							
(幼稚園および預かり保育)			(12)				
過不足(B-A)		141	0	109	31	42	103

【R7】施設数:13
保育所:4
認定こども園:7
小規模:2

※「幼稚園希望」は、2号認定(保育を必要とする者)のうち、幼稚園の利用希望が強い者

※「(幼稚園および預かり保育)」は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)における長時間・通年の預かり保育

※「(幼稚園および預かり保育)」の()内の数字は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)の内数

※「幼稚園希望」に係る確保方策について、「認定こども園」の「2号認定」から確保できない場合「(幼稚園および預かり保育)」により確保する

【河辺地域】

(単位:人)

河辺地域		令和7年度						令和8年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み(A)		15	81		22	24	11	14	74		27	24	10
			2	79					2	72			
確保方策(B)		15	0	118	28	27	16	15	0	118	28	27	16
特定教育・ 保育施設	保育所			118	28	27	16			118	28	27	16
	認定こども園												
	幼稚園	15	0					15	0				
特定地域型 保育事業	小規模保育事業												
	事業所内保育事業												
教育・保育施設	幼稚園												
企業主導型保育事業(地域枠)													
(幼稚園および預かり保育)		(2)						(2)					
過不足(B-A)		△ 2	0	39	6	3	5	△ 1	0	46	1	3	6

河辺地域		令和9年度					令和10年度						
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み(A)		15	81		27	23	10	15	77		26	23	10
			2	79					2	75			
確保方策(B)		15	0	118	28	27	16	15	0	118	28	27	16
特定教育・ 保育施設	保育所			118	28	27	16			118	28	27	16
	認定こども園												
	幼稚園	15	0					15	0				
特定地域型 保育事業	小規模保育事業												
	事業所内保育事業												
教育・保育施設	幼稚園												
企業主導型保育事業(地域枠)													
(幼稚園および預かり保育)		(2)						(2)					
過不足(B-A)		△ 2	0	39	1	4	6	△ 2	0	43	2	4	6

河辺地域		令和11年度				
		1号	2号		3号	
			幼稚園希望	左記以外	2歳	0歳
量の見込み(A)		15	80		25	10
			2	78		
確保方策(B)		15	0	118	28	16
特定教育・ 保育施設	保育所			118	28	16
	認定こども園					
	幼稚園	15	0			
特定地域型 保育事業	小規模保育事業					
	事業所内保育事業					
教育・保育施設	幼稚園					
企業主導型保育事業(地域枠)						
(幼稚園および預かり保育)			(2)			
過不足(B-A)		△ 2	0	40	3	6

【R7】施設数:3
保育所:2 幼稚園:1

- ※「幼稚園希望」は、2号認定(保育を必要とする者)のうち、幼稚園の利用希望が強い者
- ※「(幼稚園および預かり保育)」は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)における長時間・通年の預かり保育
- ※「(幼稚園および預かり保育)」の()内の数字は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)の内数
- ※「幼稚園希望」に係る確保方策について、「認定こども園」の「2号認定」から確保できない場合「(幼稚園および預かり保育)」により確保する

【雄和地域】

(単位：人)

雄和地域		令和7年度						令和8年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み(A)		6	34		8	9	4	6	30		8	9	4
			1	33					1	29			
確保方策(B)		0	0	75	17	18	12	0	0	75	17	18	12
特定教育・ 保育施設	保育所			75	17	18	12			75	17	18	12
	認定こども園												
	幼稚園												
特定地域型 保育事業	小規模保育事業												
	事業所内保育事業												
教育・保育施設	幼稚園												
企業主導型保育事業(地域枠)													
(幼稚園および預かり保育)			(1)						(1)				
過不足(B-A)		△ 7	0	42	9	9	8	△ 7	0	46	9	9	8

雄和地域		令和9年度						令和10年度					
		1号	2号		3号			1号	2号		3号		
			幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み(A)		4	23		9	8	4	5	27		8	8	4
			1	22					1	26			
確保方策(B)		0	0	75	17	18	12	0	0	75	17	18	12
特定教育・ 保育施設	保育所			75	17	18	12			75	17	18	12
	認定こども園												
	幼稚園												
特定地域型 保育事業	小規模保育事業												
	事業所内保育事業												
教育・保育施設	幼稚園												
企業主導型保育事業(地域枠)													
(幼稚園および預かり保育)			(1)						(1)				
過不足(B-A)		△ 5	0	53	8	10	8	△ 6	0	49	9	10	8

雄和地域		令和11年度					
		1号	2号		3号		
			幼稚園希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み(A)		5	27		8	8	4
			1	26			
確保方策(B)		0	0	75	17	18	12
特定教育・ 保育施設	保育所			75	17	18	12
	認定こども園						
	幼稚園						
特定地域型 保育事業	小規模保育事業						
	事業所内保育事業						
教育・保育施設	幼稚園						
企業主導型保育事業(地域枠)							
(幼稚園および預かり保育)			(1)				
過不足(B-A)		△ 6	0	49	9	10	8

【R7】施設数：2
保育所：2

※「幼稚園希望」は、2号認定(保育を必要とする者)のうち、幼稚園の利用希望が強い者

※「(幼稚園および預かり保育)」は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)における長時間・通年の預かり保育

※「(幼稚園および預かり保育)」の()内の数字は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)の内数

※「幼稚園希望」に係る確保方策について、「認定こども園」の「2号認定」から確保できない場合「(幼稚園および預かり保育)」により確保する

2 地域子ども・子育て支援事業等の量の見込みと確保方策

(1) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域について

地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、各事業において、現在、広域で提供体制を確保している状況にあることを踏まえ、市内全域を提供区域とします。

ただし、延長保育事業については、教育・保育提供区域と同様の7区域とします。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容および実施時期

①利用者支援事業

ア 基本型（担当課：子育て相談支援課）

子育て家庭が集まりやすい施設に専門職員を配置して、子育て支援サービス等に関する情報提供や相談対応等の支援を行います。

単位等	量の見込みと確保方策	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
実施箇所数 (箇所)	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1

※子育て相談支援課が、各地域の地域子育て支援拠点事業等と連携を図り実施体制を確保します。

イ こども家庭センター型（担当課：子ども健康課、子育て相談支援課）

母子保健・児童福祉部門の連携・協働を一層深めて相談支援体制の強化を図り、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象として、児童虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目ない支援を行います。

単位等	量の見込みと確保方策	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
実施箇所数 (箇所)	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1

※母子保健（子ども健康課）と児童福祉（子育て相談支援課）が連携を図り実施体制を確保します。

ウ 地域子育て相談機関（担当課：子育て相談支援課）

地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、情報提供や助言など必要な支援を行います。

単位等	量の見込みと確保方策	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
実施箇所数 (箇所)	量の見込み	8	8	8	8	8
	確保方策	8	8	8	8	8

※子育て相談支援課が、各地域の相談機関と連携を図り実施体制を確保します。

②延長保育事業（担当課：子ども育成課）

保護者の就労形態の多様化等に伴う保育需要に対応するため、通常保育を延長して保育を行います。

単位等	量の見込みと確保方策		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
利用者数 (人)	市全域	量の見込み	3,750	3,637	3,526	3,419	3,357
		確保方策	3,750	3,637	3,526	3,419	3,357
	中央	量の見込み	882	853	814	790	774
		確保方策	882	853	814	790	774
	北部	量の見込み	953	921	900	867	857
		確保方策	953	921	900	867	857
	西部	量の見込み	423	417	414	400	397
		確保方策	423	417	414	400	397
	東部	量の見込み	744	721	704	681	666
		確保方策	744	721	704	681	666
	南部	量の見込み	649	630	600	589	570
		確保方策	649	630	600	589	570
	河辺	量の見込み	71	69	71	68	69
		確保方策	71	69	71	68	69
	雄和	量の見込み	28	26	23	24	24
		確保方策	28	26	23	24	24

※現在の実施施設数で、ニーズ調査に基づく量の見込みに対する提供体制の確保が可能です。

③放課後児童健全育成事業（担当課：子ども福祉課）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童に対して、安全・安心な生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。

単位等	量の見込みと確保方策		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
利用児童数 (人)	量の見込み	1年生	948	943	982	1,009	981
		2年生	600	642	624	648	676
		3年生	410	427	447	433	456
		4年生	274	281	287	299	293
		5年生	102	105	105	106	113
		6年生	144	160	161	161	165
	確保方策		2,718	2,790	2,862	2,934	3,006

※ニーズ調査および利用実績の上昇傾向を考慮した量の見込みに対し、新規クラブ創設等により、提供体制を確保します。

④子育て短期支援事業（担当課：子育て相談支援課、子ども福祉課）

保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等において必要な保護を行います。なお、ショートステイについては、子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合および経済的な理由により緊急一時的に保護することが必要な場合等に、親子等の保護も行います。

	単位等	量の見込みと確保方策	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
ショートステイ	延べ利用者数 (人日)	量の見込み	225	219	213	207	202
		確保方策	225	219	213	207	202
トワイライト	延べ利用者数 (人日)	量の見込み	589	569	544	522	499
		確保方策	589	569	544	522	499

※現在の実施施設数で、利用実績に基づく量の見込みに対する提供体制の確保が可能です。

⑤乳児家庭全戸訪問事業（担当課：子ども健康課）

安心して子育てができるよう、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に対して訪問指導を行います。

単位等	量の見込みと確保方策	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
対象者数 (人)	量の見込み	1,505	1,468	1,432	1,403	1,376
	確保方策	1,505	1,468	1,432	1,403	1,376

※0歳児推計人口を量の見込みとし、全戸訪問に対応する提供体制の確保が可能です。

⑥養育支援訪問事業（担当課：子育て相談支援課）

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

単位等	量の見込みと確保方策	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
対象者数 (人)	量の見込み	12	12	12	12	12
	確保方策	12	12	12	12	12

※現在の実施体制で、利用実績に基づく量の見込みに対する提供体制の確保が可能です。

⑦地域子育て支援拠点事業（担当課：子育て相談支援課ほか）

乳幼児およびその保護者が相互に交流する場を提供し、子育てについての相談や情報提供、助言その他の援助を行います。

単位等	量の見込みと確保方策	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
延べ利用人数 (人日)	量の見込み	187,392	181,752	176,160	170,856	167,736
	確保方策	264,781	264,781	264,781	264,781	264,781

※子育て交流室、子ども広場（フォンテ AKITA 6階）、各市民サービスセンターの子育て交流ひろばの9箇所、ニーズ調査に基づく量の見込みに対する提供体制の確保が可能です。

⑧一時預かり事業（担当課：子ども育成課）

家庭において保育を受けることが困難になったこどもを、認定こども園、幼稚園、保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行います。

	単位等	量の見込みと確保方策		令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
幼稚園型	延べ利用人数 (人日)	量の見込み	1号認定	13,555	12,955	12,095	11,610	11,431
			2号認定	83,269	79,584	74,299	71,320	70,222
			合計	96,824	92,539	86,394	82,930	81,653
		確保方策		96,824	92,539	86,394	82,930	81,653
幼稚園型以外	延べ利用人数 (人日)	量の見込み		2,635	2,606	2,646	2,598	2,542
		確保方策		2,635	2,606	2,646	2,598	2,542

※現在の実施施設数で、ニーズ調査に基づく量の見込みに対する提供体制の確保が可能です。

⑨病児保育事業（担当課：子ども育成課）

病院や保育所等に付設された専用スペース等において、病児等を一時的に保育します。

単位等	量の見込みと確保方策	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
延べ利用人数 (人日)	量の見込み	2,676	2,593	2,509	2,429	2,385
	確保方策	10,824	10,824	10,824	10,824	10,824

※現在の実施施設数で、ニーズ調査に基づく量の見込みに対する提供体制の確保が可能です。

⑩ファミリー・サポート・センター事業（担当課：子育て相談支援課）

乳幼児や小学生等のこどものいる子育て中の保護者を会員として、こどもの預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する調整等を行います。

単位等	量の見込みと確保方策		令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
延べ利用人数 (人日)	未就学児 (緊急対応)	量の見込み	72	70	68	66	64
		確保方策	72	72	72	72	72
	未就学児 (緊急対応以外)	量の見込み	1,672	1,620	1,570	1,521	1,474
		確保方策	2,230	2,230	2,230	2,230	2,230
	就学児	量の見込み	880	853	827	801	776
		確保方策	1,173	1,173	1,173	1,173	1,173

※協力会員の増加を図りながら、利用実績等に基づく量の見込みに対する提供体制の確保が可能です。

⑪妊婦健康診査（担当課：子ども健康課）

妊婦に対する健康診査を実施し、健康の保持および増進を図ります。

単位等	量の見込みと確保方策	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
延べ受診回数 (人回)	量の見込み	20,552	20,048	19,642	19,264	18,886
	確保方策	20,552	20,048	19,642	19,264	18,886

※現在の実施体制で、妊婦1人につき14回（40週以降を除く受診回数）の健診を想定した量の
見込みに対する提供体制の確保が可能です。

⑫子育て世帯訪問支援事業（担当課：子育て相談支援課）

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭等の居
宅を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する
ことにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

単位等	量の見込みと確保方策	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
延べ人数 (人日)	量の見込み	167	167	167	167	167
	確保方策	167	167	167	167	167

※現在の実施体制で、想定した量の見込みに対する提供体制の確保が可能です。

⑬児童育成支援拠点事業（担当課：子ども福祉課）

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の
居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、個々の
児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こども
の最善の利益の保障と健全な育成を図ります。

単位等	量の見込みと確保方策	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
対象者数 (人)	量の見込み	13	13	13	13	13
	確保方策	13	13	13	13	13

※想定した量の見込みに対する提供体制の確保に努めます。

⑭親子関係形成支援事業（担当課：子育て相談支援課）

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者およびその児童に
対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談および助言を実施す
るなど、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

単位等	量の見込みと確保方策	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
対象者数 (人)	量の見込み	5	5	5	5	5
	確保方策	5	5	5	5	5

※現在の実施体制で、想定した量の見込みに対する提供体制の確保が可能です。

⑮妊婦等包括相談支援事業（担当課：子ども健康課）

子ども家庭センターにおいて、妊娠届出時等に妊産婦と面談し、妊娠期から子育て期にわたるまでの継続的な支援を行います。

単位等	量の見込みと確保方策	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
実施合計回数 (回)	量の見込み	2,971	2,898	2,840	2,785	2,730
	確保方策	2,971	2,898	2,840	2,785	2,730

※現在の実施体制で、想定した量の見込みに対する提供体制の確保が可能です。

⑯産後ケア事業（担当課：子ども健康課）

出産後1年を経過しない母子に対して、短期入所または通所により心身のケアや育児のサポート等を行います。

単位等	量の見込みと確保方策	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
延べ人数 (人日)	量の見込み	603	588	574	562	551
	確保方策	603	588	574	562	551

※現在の実施体制で、想定した量の見込みに対する提供体制の確保が可能です。

⑰子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業（担当課：子育て相談支援課）

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、職員やネットワーク構成員の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図ります。

⑱実費徴収に伴う補足給付事業（担当課：子ども育成課）

新制度未移行幼稚園の入園児童のうち、年収360万円未満相当の世帯のこどもおよび所得に関わらず第3子以降のこどもを対象に、保護者が負担する副食費を助成します。（「幼稚園副食費補足給付事業」として実施）

⑲多様な主体の参入促進事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）

（担当課：子ども育成課）

特別な支援を要するこどもを認定こども園で受け入れるための職員の加配に要する費用を助成します。（「私立保育所等障がい児保育事業」として実施）

(3) 地域子ども・子育て支援事業（令和８年度以降は乳児等のための支援給付）の量の見込みと提供体制の確保の内容および実施時期

乳児等通園支援事業（担当課：子ども育成課）

満３歳未満の未就園児を対象に、保育所等において就労要件を問わず時間単位で保育します。

単位等	量の見込みと確保方策		令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
定員数 (人日)	0 歳児	量の見込み	34	33	32	31	31
		確保方策	34	33	32	31	31
定員数 (人日)	1 歳児	量の見込み	19	20	19	19	19
		確保方策	19	20	19	19	19
定員数 (人日)	2 歳児	量の見込み	18	16	17	17	16
		確保方策	18	16	17	17	16

※令和 7 年度は地域子ども・子育て支援事業として実施、令和 8 年度以降は乳児等のための支援給付として実施します。